

---

平成28年 第10回（定例）南 部 町 議 会 会 議 録（第4日）

平成28年12月21日（水曜日）

---

議事日程（第4号）

平成28年12月21日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第93号 鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について
- 日程第4 議案第94号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散に関する協議について
- 日程第5 議案第95号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第6 議案第96号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止に関する協議について
- 日程第7 議案第97号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第98号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第99号 南部町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第106号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第107号 平成28年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第108号 平成28年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第109号 平成28年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第20 議案第 110号 平成28年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第 111号 平成28年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第 112号 平成28年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 陳情第7号 鳥取県西部地区に問題行動等に総合的・長期的に対応する仕組みの実現を求める陳情書
- 日程第24 請願第8号 所得税法第56条の廃止を求める請願書
- (追加議案)
- 日程第25 発議案第22号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 発議案第23号 TPP協定の批准撤回を求める意見書
- 日程第27 発議案第24号 鳥取県西部地区に問題行動等に総合的・長期的に対応する仕組みの実現を求める意見書
- 日程第28 発議案第25号 議会改革調査特別委員会の設置について
- 日程第29 議員派遣
- 日程第30 議長発議第26号 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>
- 日程第31 議長発議第27号 閉会中の継続調査の申し出について<議会改革調査特別委員会>

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第93号 鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について
- 日程第4 議案第94号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散に関する協議について
- 日程第5 議案第95号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第6 議案第96号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止に関する協議について
- 日程第7 議案第97号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第98号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

- 日程第9 議案第99号 南部町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第106号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第107号 平成28年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第108号 平成28年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第109号 平成28年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第110号 平成28年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第111号 平成28年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第112号 平成28年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 陳情第7号 鳥取県西部地区に問題行動等に総合的・長期的に対応する仕組みの実現を求める陳情書
- 日程第24 請願第8号 所得税法第56条の廃止を求める請願書
- (追加議案)
- 日程第25 発議案第22号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 発議案第23号 TPP協定の批准撤回を求める意見書
- 日程第27 発議案第24号 鳥取県西部地区に問題行動等に総合的・長期的に対応する仕組みの実現を求める意見書
- 日程第28 発議案第25号 議会改革調査特別委員会の設置について
- 日程第29 議員派遣
- 日程第30 議長発議第26号 閉会中の継続調査の申し出について〈議会運営委員会〉
- 日程第31 議長発議第27号 閉会中の継続調査の申し出について〈議会改革調査特別委員会〉

出席議員（14名）

1番 加藤 学君	2番 荊尾 芳之君
3番 滝山 克己君	4番 長束 博信君
5番 白川 立真君	6番 三鴨 義文君
7番 仲田 司朗君	8番 板井 隆君
9番 景山 浩君	10番 細田 元教君
11番 井田 章雄君	12番 亀尾 共三君
13番 真壁 容子君	14番 秦 伊知郎君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	岩田 典弘君	書記	田村 誠君
		書記	杉谷 元宏君
		書記	田中 優美君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶山 清孝君	副町長	松田 繁君
教育長	永江 多輝夫君	総務課長	唯 清 視君
総務課課長補佐	藤原 宰君	企画政策課長	大塚 壮君
防災監	種 茂 美君	税務課長	伊藤 真君
町民生活課長	山根 修子君	教育次長	板持 照明君
総務・学校教育課長	見世 直樹君	病院事務部長	中前 三紀夫君
健康福祉課長	山口 俊司君	福祉事務所長	岡田 光政君
建設課長	芝田 卓巳君	上下水道課長	仲田 磨理子君
産業課長	頼田 泰史君	監査委員	仲田 和男君

午前9時00分開議

○議長（秦 伊知郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

12番、亀尾共三君、13番、真壁容子君。

---

日程第2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

日程第3 議案第93号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議案第93号、鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第93号、鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第93号、鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県

町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第94号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、議案第94号、鳥取県町村消防災害補償組合の解散に関する協議についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第94号、鳥取県町村消防災害補償組合の解散に関する協議について。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第94号、鳥取県町村消防災害補償組合の解散に関する協議についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第95号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、議案第95号、鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

- 予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第95号、鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議について。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

- 議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第95号、鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第96号

- 議長（秦 伊知郎君） 日程第6、議案第96号、町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止に関する協議についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

- 予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 議案第96号、町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止に関する協議について。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

- 議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第96号、町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査

会の共同設置の廃止に関する協議についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第97号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第7、議案第97号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第97号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

予算決算常任委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

賛否の意見がございました。反対の意見として、住民の暮らしが上向いていない。年金暮らしの方の生活が大変である。住民の理解が得られないのではないか。特別職と一般職は、賃金形態が別であり退職金も高いので、反対。

賛成の意見といたしまして、一般職と特別職の給与は、ともに生活給なので同一の基準で考えるべきである。人事院勧告にも同じように従うべきであり、賛成である。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案の第97号の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する件について、反対をいたします。

まず1点は、先ほど委員長も言われたのですが、審査の中でと本会議の中で、影響額として出てきたのは年間、3役含めて24万7,860円の期末手当の増だということでした。委員長の中にもあったのですが、今、住民の暮らしを見たときに、私たちが選挙等で回ったんですけども、多くの方が、とりわけ年金暮らしの方々が毎日通帳とにらめっこしていて、とにかく公共料金が



大変だという声があるんですよ。

私もこの議会に出させてもらって改めて思うのは、今一番、町の大きな仕事は、ここに住んでる人たちの暮らしを支えていくまちづくりをどうすることかというのを痛感したわけです。そういう気持ちで出てきて、一番初めの議会で、例えばこういうふうに報酬の引き上げが出てくるといことについて、正直戸惑いを感じたというのが率直なところなんですよ。

確かに人勸の勧告等で今回やっていくのだと、これは報酬審議会の話ではないんですよ。ただ、これが人事院勧告だから従っていくのは当然だということのあるんですけども、町の議会に付された以上、町の具体的な町政の内容から見てどうかという判断が一つ要ると思うんです。

私は、今住民の暮らしを考えたときに、まず、新町長も含めて、審議会、改めて町民の暮らしを支えていくための施策を示すことが一番の仕事やと思うんですよ。それ済んでからでも遅くないのではないかとこのように思っているわけです。とりわけ、この特別職は、議員と違って常勤ですから、それ相応の対応は必要だということを私たちも感じています。もちろん、その一部は生活給だということも私たちは認識しているつもりです。ただ、特別職については議員も一緒ですけども、職員と違って期末手当等について加算が20%あるわけですよ。そのことを考えたときに、私は住民の暮らし等を考えた場合、今回の場合はやはりやめておくというのが賢明な判断ではないかというふうに思うわけです。

住民の暮らしを考えたときに、一番最初に始まった議会で、こういうふうに特別職やその他の給与引き上げが、本当に住民に納得がいくかという点では疑問があるという点で反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） 5番、白川であります。地方公務員の給与とか手当を上げたり下げたりするその基準といいますか、よりどころとするものはどこに求めていったらいいのかということが重要であると思います。

10月の中ごろでしたでしょうか、総務省の原田副大臣より通達というようなものが出ております。「地方公務員の給与改定等に関する取り扱いについて」ということでして、「各地方公共団体においては、地方公務員の給与改定等を行うに当たって、別紙閣議決定の趣旨に沿って、特に下記事項に留意の上、適切に対処されるよう要請をいたします。」ということで、下記事項とありますが、第1条の2項のあたりかなとちょっと思いますので、抜粋しますが、「平成29年度以降は6月期と12月期の勤勉手当をそれぞれ0.05カ月分引き上げることとされたところである。各地方公共団体においては、人事委員会の調査結果を踏まえつつ、勤務実績に応

じた給与の推進を図るよう適切な改定を行うこと。」としておられますので、これまでもそうであったように、給与や手当の支給のふやしたり減らしたりという、いわゆるそのよりどころとして人事院勧告というものがあったと思いますので、今回の案件もこれに従って粛々とやるべきだというふうに思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに意見ございますか。

反対ですね。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾です。先ほど、賛成討論で人事院勧告ということ、これが大前提だと思うんです。だけども、反対討論でありましたけども、今の町民の実態から見てですよ、たとえ人事院の勧告であっても、これは絶対的な守らなきゃいけないというものではありません。

委員会の中でも執行部側からあったんですけども……。本会議中だったかな、あったんですけども、引き上げ額なんですけども、町長が9万7,200円、副町長が7万7,760円、教育長が7万2,900円ということが言われました。

私は、確かに6月、12月の期末手当をなくせとかそういうことは申しません。しかし、町民の今の実態生活から考えますと、到底理解できるものではないと思いますよ。私は、近所とかそういうことを知った人に期末手当ですね、12月のボーナスについてはまだ出てないところがありますし、出たところも本当にわずかなものであるというような状況なんです。そういうことから言えば、やはり南部町の議会として、住民の実態を十分に把握してその声を聞きながらやっぱり反映していく、これが議会の議員の務めだと思います。そういう点から考えまして、私はこの議案に対して反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に賛成者の発言を許します。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） この議案97号には、賛成の立場から討論させていただきます。

今、反対者がる言われましたけども、今度、町長、教育長の、副町長も含めての手当を上げるという案件でございますが、この案件については今、真壁議員がる町民の暮らしを考え、また町民の生活を守るためにもこれは上げるべきじゃないという等々ありましたけども、新町長になりましてもこの町民の生活を守るというのは、これは当たり前のことですし、責任がそれだけ重いと。町民1万1,000人の人口のこの人やちの生活、また生命、財産、それらを守るために新しい町長なって、それを一生懸命今後ともやっていかれると、そういう責任重大な役を持つ

ておられるのがこの三方でございます。そういうことをもちまして、また人事院もそのような勧告しておりますので、今後ともそのような施策を堂々とやっていただき、その報酬に恥じないような施策をしていただき、人事院勧告のとおり上げてよかったと言われるような働きぶりをしていただくということを念じまして、この案件には賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに意見ございますか。

反対ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤です。町民の理解を得るという前に、本来、この件に関しましては町民にほとんど知らされていないと思います。ですから反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、賛成者の発言を許します。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井隆です。私はこの議案第97号について賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど、加藤議員のほうから、町民に知らされていないということなんですが、これは執行部のほうから提案があって、私たち町民の代表として出ている議会議員がこの場でしっかりとこうやって討論していく、そういった場の中で町民の方は知っていく、それは今までの町議会、そして町政の流れであるということは、町民の方は十分に理解をしてもらってるというふうに思います。

それとあわせてなんですけれど、このたびの人事院勧告、国家公務員の特別職の職員で常勤のもの報酬の改正があったところから、南部町でいえば町長、副町長、教育長の報酬の改定もあわせて行うところなんですけれど、その前に12月の1日でしたか、これは職員の給与改定が臨時議会で通ったというふうに思っております。

これについては、職員については12月1日になぜしたかという、今月に出了た賞与に対して基準日がこの1日になるので、それまでに議会としてそれを承認しなくちゃいけなかった。それによって職員については今年度の4月からさかのぼって給与の改定と、それから賞与についても支払いがされております。

ただし、この特別職の3人については書いてありますように、この条例は29年の4月1日から施行するというので、1年、いけばおくれると、おくれてこの改定がなされるということで、その辺の配慮もなされてるのではないかなというふうに思ってますし、この議案が出たときの質疑の中で、人勧で報酬を0.1カ月上げる、住民の暮らし等を鑑みてどのように感じているかということに対して町長は、職員については、12月1日の臨時議会で人事院勧告に従って俸給表

の水準と勤勉手当の改正をお願いした。特別職に当たっては、町民の方には大変心苦しいけれど、仕方なくこの提案をさせていただいた。この12月の定例議会でしっかりと審議をしてほしい、そういったことも含めてこの定例議会で提案をしたというふうに答弁をしておられます。

自分の給与をこうやって出していく、非常に心苦しいという気持ちはわかります。私たちもこの後で提案もさせていただきますが、心苦しいんですけど、やはりそういった中で私たちも給与等が上がれば責任を重く感じてやっていく、町長ほか副町長、教育長も十分、その辺は責任を持って遂行していくという気構えはまた一層深くなるのではないかなということも思い、賛成の立場での討論とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに賛成、反対の討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第97号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

賛成、反対の御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第98号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第8、議案第98号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第98号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第98号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第99号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第9、議案第99号、南部町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第99号、南部町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

賛成、反対、賛否が分かれました。まず、反対者の意見として、国が進めているTPPやJA解体の中から出てきた農業委員会制度の変え方であり、批判して反対をする。

賛成者の意見としては、国の法改正に基づき条例を制定するものであり、賛成である。TPPの絡みなどあるかもしれないが、その運用については別途協議すべきであるとする。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤学です。農業委員会に関する法律に基づいて農業委員及び農地利用最適化推進委員の人数を決めるということ、これは間違いなく法律に基づいてされていることなので、人数だけに関しては間違いはないと思いますが、今回、これ決めるに当たって、これからの南部町の農業を推進していく方を決めるという大変重大な問題です。これ、人数だけ

出して決めるというのはちょっと不足だと思います。本来であれば農業委員の、今回7人ですが  
どういった割合になるか、その選定基準、選定どうするかというものが抜けてます。

それから、推進委員が11人ということになっておりますけれども、どこをどう担当するか、  
担当の分け方、これも抜けております。これ、検討する以前で、検討するにちょっと足りないん  
じゃないか、以上から反対の意見です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 11番、井田でございます。私は、議案第99号について賛成の  
立場で討論いたします。

国は、担い手が利用する農地面積の割合の現状の5割から8割に拡大することを目標に掲げら  
れました。また、農地中間管理事業が開始されたことなどを受け、農業委員会法を改正し、農地  
等の利用の最適化の推進が農業委員会の必須業務として位置づけられたところでございます。こ  
れにより、農業委員会はこれまでの農地法等に基づく許認可事務だけでなく、担い手への農地等  
の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化  
を積極的に推進していくことが何よりも重要であると義務づけられ、改正前の目的は農民の地位  
向上に寄与することでありましたが、今回の改正により、農業生産力の増進及び農業経営の合理  
化を図り、農業の健全な発展を寄与することと見直されたところでございます。

国は、今までいろいろな対策を講じてまいりましたが、現況に照らし法改正し、このたびの条  
例の改定は、私は最適であると総合的に判断し、賛成するところでございます。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回、農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数  
に関する条例の制定について、反対いたします。

反対する大きな理由は、委員会等でも意見を出してきましたが、何よりも先ほど賛成議員も言  
われたように、今回の農業委員会の制度改正は国会では農協法に基づいて農地中間管理機構を置  
くことによる、そこへの集約化を図っていくところに農業委員会を使っていこうという内容であ  
って、中間管理機構というのは、いわゆるTPPを受け入れを大前提に大規模農業を進めていく  
という、そういう立場に立ったところからの農協法の改正とともに農地法の改正が出てきたとい  
う内容だというふうに私たちは理解をしているところです。

そもそも、今までの農業委員会法と新たな農業委員会法、どこが違うか。それは、ここに書い

てあるように最大の内容は、農業委員をこれまでの準公選制により農業従事者が自主的に決めていたことに対して、今度は町長が任命すると、首長が任命するというに変わったわけですよ。この変わったことが一番大きいというふうに思うのですが、その背景には大きな目的が、農民の地位向上に寄与することから、先ほども述べられたように何よりも農業経営の合理化を図って農業の健全な発展に寄与する、こういうふうに見直されてきたということです。

もう少し中身をいえば、これまでは日本の農業は戦後、農家の方々が自主的に自分たちが管理をするのだという立場から、自分たちが選んだ農業従事者がそれを農地についても協議していくということだったんですけども、それをそこの首長等の施政者に、為政者が任命をしていくということに変わったわけなんです。こういうところから見れば、本来、自由に農家の人たちが自分たちの農地を使ってどのように運営していけるのかということから大きく外れてくるということに、一つはなってくるというふうに思います。

この農協法と農業委員会法が変わるときに、国会でも論議して分かれたわけですね。例えば野党の第一党であった民進党などもこれらの国会議員も、さまざまな発信をしておられますが、やはり一番はTPPに基づいた農業委員会の運営になっていくのではないかとということに危惧を示しているわけです。そういうことで賛否両論あった国会では、附帯決議、これ衆議院だと思っんですけども、どういうふうに書かれてるかということ、公共性の高い農地の集約や権利移動に関する農業委員会の決定は、高い中立性と地域からの厚い信頼を必要とすることに鑑み、農業委員の公選制の廃止に当たっては、地域の代表性が堅持されるよう十分配慮すること。こういうふうに出ました。なぜかということ、これまでは町のいわゆる名簿つくってきましたよね。それでそこに従事している者だったんですけども、今後は町長が農業に関する執権を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関して、その職務を適切に行うことのできる者であればいいということになるわけですね。ということは、町内外に限らない。

もう1点でいえば、この中に認定農業者が一定の数を占めなくてはならない。こういうふうな中身になってきてるわけですよ。とすれば、やはりどう考えても国策に基づいた中間管理機構に集約していくところでの農業委員会のあり方ということに姿が変わってしまうのではないかとということが一番の疑問なのです。

それで、委員会でも先ほど加藤議員も言ったように、農業委員会のメンバーをどんなふうにして決めていくのか、公募していく、選定委員会をつくっていく、こういうことも出ました。しかし、やはりこの条例を決める以上は、その担保がなければ私たちもこれでいいよということにならないというのが現実です。恐らく、どの議会も、どの町村もまずは定数を定めて農業委員と推

進委員を決めていくということになると思うんですが、やはり不十分だと言わざるを得ないという点です。

それともう1点は、賛成議員の言われていた、今後、農業委員は農地の問題だけではなくて、最適化と推進に関する施策を企画、立案して関係行政機関等にそれを意見を提出すると、しなければならないというふうに変わってくるわけですね、今まで以上に任務が重くなるわけですよ。それを7人の農業委員が決めてやっていく、果たしてこのことが可能か。このことが南部町の農業にとって本当によくなるのかという点について、保証は何らないということは明らかではないでしょうか。

恐らく賛成議員の、今度賛成してくる方々はもう国会で決まったらから、この条例がなくなれば、できなければ実施できないんだという意見を出されると思うんです。でも、国会で決めても地方議会でこのように係ってくる以上、少なくとも地方の問題では何なのか、本当にこの農業委員会がいいのかという声を一致して出していくべきではないでしょうか。そういう意味から反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、賛成者の発言を許します。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井隆です。私はこの議案第99号について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど、真壁議員のほうから、法律で改定されたからこれを粛々とやらなくちゃいけないというふうに言われたんですけど、それはそのとおりだというふうに思います。

ただ、今回は、それ以上に違う点が私はあると思っています。今までの農業委員会というのは、農地法に伴って許認可をするという委員会であるというようなイメージがあったわけなんですけれど、今回の法改正によって、先ほど井田副議長のほうからも討論がありました許認可だけではなくて、担い手の集積・集約化、耕作放棄地発生の防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組むことが、制度的、法的にも決められたものであります。

これからの南部町の農業、担い手不足や高齢化が進んでいる、一番日本でも悩みの多いものを抱えている南部町での農業の姿であるというふうに思っております。そういったあり方の検討、解消へ、そして実行するという大変な役割を担っていただくこととなります。

この農業委員会の農業委員の定数ですけど、他の町村を確認してみますと、新しく設けられた農地利用最適化推進委員の定数が農業委員全体で占める割合から、非常に少ない人数で制定をしておられるところが多かったです。



しかし、この南部町については、農業委員が7名、そして農地利用最適化推進委員が11名ということで、この町の農業のあり方を農業者の人たちと一緒にあって詳細について検討される定数割合になっているというふうに私は思います。

町長は、今議会の施政方針で、集落営農、農業法人、耕畜連携で生産性を上げることが農地を守る上で一番大切であるというふうに訴えられました。まさにこの構築は、農業委員会の皆さんが先頭となって進めていただくこと、大変な役割、重責ではあると思いますけれど、これからの姿に期待をし、そしてしっかりと農業を守っていただく方向づけをしていただくために、この議案99号について、賛成の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

反対ですね。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾です。議案99号について、反対の意見を申し上げます。

先ほど、賛成者の方からあったんですけども、農業委員会のこれまでの仕事というのは農地の許認可ということだったというようなことだったんですけども、しかし、私は今の町内の農業従事者の方の立場から考えて、それだけでなくいろんなことを農業者の立場に立って考えておられました。

例えば休耕がどんどんふえる中、この田んぼをどのような扱いにするかというようなことで、非常に頑張ってこられたわけなんです。特に今度、農地利用最適化推進委員、これを11名つくるというんですけど、しかし、今まで中間管理機構というものをつくってある程度やっておられたんではないでしょうか。

つまり、国がやるんだけど、これがうまくいかないからこういう方策を今度とってみるか、まさに今の農業に対する国政が、国の農政に対する根本的なことの解決ができていないから、小手先だけをころころ変えてやっていくということ。国がこういうことをやったんだから、それに従うべきだというような考えをまず捨てるべきだと思います。地域の産業をいかにその総意に基づいて、その地域自治体の総意に基づいてやっていくということを、これを基本にやらなければ、ただころころ先が変わったからこれでやりましょうということ、これではとてもとてもいわゆる将来の我が町の農業に対する展望を持つことはできません。私はそういう意味から、やはりこの議案に対しては反対する、このことであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、賛成者の発言を許します。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） この件に関しては、賛成の立場から討論させていただきます。

確かにるる言われましたように、今度の改正になりまして、今まで公職選挙法に基づく選挙で農業委員を決めておられたのが、今度は町の指名で7名の農業委員さんと11名の農地最適化委員を決めて、南部町の農業をどうするかという案件でございますが、今るる反対討論されましたが、私も半分以上はそこに含蓄というか、合っるところあります。

国の制度をうのみにして一生懸命やるとどうしてもなかなか現実に合わないところがたくさんあるんですね。それを我が町は第一次産業が主になっております。特に農業、林業で農業ですけれども、こういう国の制度を活用しながら、南部町版のこういう農業政策をやれば、金太郎あめのような、国が言ったからこのようにしますばかりではなしに、それをアレンジしながら南部町版のこれができる1つの可能性が私はできたんじゃないかと思っております。この新しい制度での7名の農業委員さん、11名の農地最適化委員さん等を活用しながら、また国の制度を活用しながら、我が町の第一次産業、一番大事な農業を、中山間地域を、大変耕作放棄地等がある中で、いかにして南部町の農業を守るかと、こういうのをこういう制度を活用しながらできる可能性が私はできたんじゃないかと思っております。そういうことを期待いたしまして、賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第99号、南部町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第100号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第10、議案第100号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第100号、公の施設の指定管理者の指定について。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、この議案の公の施設は、南部町民体育館でございまして、この指定管理者として特定非営利活動法人南部町総合型地域スポーツクラブ、スポnetですが、これを指定するものでございます。

賛否ございました。反対の意見として、本来、社会教育の一環としてやっている社会体育は、公の立場から町民に健康な身体をつくっていくようなことを保障していくということが柱としてある。今の町の流れを見ていたら、公民館や社会教育の分野がほとんど丸投げされているような感じがして仕方がない。スポnetは、NPOとはいっても利益を生まなければ運営できない。住民からすると結果として公の施設を利用するのに負担増となる。社会体育の面から見ても、教育委員会の公務員をふやして社会教育主事、社会体育をする専門家を公の立場から育てていくべきと考え、反対である。

賛成者の意見といたしましては、これからスポnetなんぶの事業がふえていくことが考えられ、町民体育館の使用頻度もふえていくと思われる。スポnetなんぶには専門職もおられ、運営面でスムーズになっていくと思うので賛成というものでございました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾でございます。私は、議案第100号、これに対して施設の指定管理のこと、場所は町民体育館なんですけども、これについて反対するものであります。

理由としては、委員会の中でも聞き取りした中での答弁がありました。まさに今まで直営のとき、このときは270万円の経費でやってたということなんですけども、今度新たに指定管理料が340万円になると、増額するというわけですね。その中で聞きますと、100万円は人件費に充てるということなんです。私は、決してどんどん大きな金額出せとは言いませんけど、結局はそこで仕事をされる方、この方が100万円の人件費で見るとのこと。まさにこれでは、いわゆる低賃金というんですか、そういうことは行政側がそのまま進めてることではないだろうかというぐあいに考えます。

それと、現地に行きまして見まして、それでここのNPO法人の方といろいろ意見を聞きました、考えを聞きました。委員会の中では昼間でも、いわゆる昼間でも指導するようなことができ

るということだったんですけども、しかし、直接この方に聞きますと、ここの今の施設の中でもそういう昼まででいろいろインストラクターやらんといけんのので、その空き時間ができたらその町体に行って指導できるというようなことだったんですけど、つまり、昼間でも指導が十分可能なような言い方されるんですけども、現実としてははっきりと言われたのは、今見てるところの空き時間があつたときにはそれを都合したいということだったです。つまり、まさに体育面の指導がきちんと大きく向上するということは当然望むべきことがないではなからうかと思ひます。

私は、やはり町の施設については、町がそれなりの管理をやるということをするこゝと、このこゝとが基本であるということから考へて、反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 2番、荊尾芳之です。南部町民体育館を南部町総合型地域スポーツクラブに指定管理に出すことに賛成の立場でございます。

現在、体育館は夜間や日曜、祝日、ほとんど利用者が使っております。満杯の状態でございます。教育委員会の直営と、それからスポnetに指定管理をした場合、利用者、住民にとってどちらがメリットがあるかということを考へた場合に、夜間や日曜、祝日の利用が特に多いという現状の中、体育館の利用者に何か緊急なことがあつても教育委員会の担当者へ連絡しようとしても、なかなか日曜、夜間ということで連絡がつかないというのが実態でございます。しかし、指定管理を受ける予定のスポnetは、すぐ近くのしあわせというところの中に事務所があります。日曜日でも夜の22時でも職員がおります。何か本当に緊急なことがあればすぐに対応できると思ひます。利用者の住民の安全面、それから施設を利用する上の注意点、また鍵の問題もそうなんですけども、利用者にとって安全で安心できる体育館の管理先として、体育館のすぐ近くに事務所を構えるスポnetが最適だと考へます。

先ほど亀尾議員が言われましたけども、夜間、祝日の利用がほとんどで、平日の空き時間という問題があります。スポnetはしあわせの中での体育施設とかプールとかいろいろありますけども、この体育館を使ってさらに言えば住民のための健康寿命を延ばすための施策というところも、人間のぐあいできないというふうな言い方だったんですけども、これはさらにやはり指定管理先として工夫をしていただく努力も、町としては求めていったほうがいいではないかというふうに思ひます。

以上の点から、私は南部町民体育館をスポnetに指定管理に出すことに賛成をします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の議案である南部町民体育館を直営から指定管理にすることに反対いたします。

委員会の中でも、なぜ指定管理にしていくかの意見の多くが、これまでスムーズに運営できていかなかったのが指定管理にすればスムーズに行く。先ほどの賛成議員でもあったように、指定管理に出したほうが安全で安心だと、こういうふうに言うわけですね。なるほど、もしかしたらそういう側面があるかもしれませんが、であれば町のすることは直営で安全・安心ができないのはなぜなのか。直営でスムーズに運営できないのはなぜなのか。そこを明らかにして、どういうことが課題であって指定管理にしていくかということが求められてくるのではないのでしょうか。

委員会の審査の中でも明らかになったのは、100万円の増というのは100万円を人件費に上乗せしていくわけですよ。その中で、経費としては……。反対でした。経費としては270万の人件費を払うことになってたんだけど、運営の中でその上に加算をして給与を出していくというふうな内容だったというふうに思います。結果として直営の教育委員会が安心・安全で、十分に緊急にも対応できない状態であったのかどうか、もしそうだとすればですよ。なぜそうだったのかという点を考えたりとか、スムーズにいかないというのは、要は人がいなかったからじゃないですか。今回の指定管理は、建物をきれいにするとか以前の問題で、どういうふうにしていくかということ、結果として町がつくったNPOに人件費を少し上乗せして、それでそこを管理してもらおうという内容になってるんじゃないのでしょうか。これを委員会でも意見を言わせていただいたんですけども、もしこれを続けていくのであれば、明らかに町がつくった法人ですからね、NPOはなかなか利益生み出すことなければ利用料と補助金で賄うわけですよ。とすれば、未来永劫にどれだけ給与が上がるかわかりませんが、その負担も町がしていくということになってくるわけです。果たしてそのやり方が、今、全国的に言われている格差と貧困を位置づける一つの根拠になっていないかということも委員会で言わせてもらったことなんです。

指定管理の大きな仕事は、公の施設が本当にその目的に沿って有効に、指定管理にしたほうが有効にできるとわかった場合にやっていくんだということ、法律にも書いてありますよね。往々にして南部町の場合は、仕事がなかなか雇用がないということもあるんですけども、町がそういうのをつくっていったって仕事ふやしてきたということがあると思うんです。その結果として公務員が減ってきているわけですね。指定管理のこのやり方をもしかしたら広げながら、そういうふうにワーキングプアとまでは言いませんけれども、そういうふうな雇用形態を広げてきているとい

うのも事実ではないでしょうか。そのことが住民にとって本当にメリットがあるのかどうかという点だと思うんです。

一つには、今回も行って驚いたんですけども、私たちが数年前でしたっけ、もう少し前だ、子育て時代に体育館使っていたときは無料でした。恐らく皆さんも記憶ありますよね。このごろは町民が使ってもお金がかかります。今後、指定管理で民間法人に出した場合に、経営の一つになってくるんですが利用料要るの当然なってきますよね。住民にとってそれメリットあることでしょうか。今、この町がすることは、NPOで法人をつくってもどれだけ、都会と違って人が来てそこで収益上げていくというような施設はどこもないと思うんです。そういうことを考えた場合、住民にとってメリットは何かということを考えれば、少なくとも今、体制として私は全く足りないと思っていますのですが、教育委員会の人をふやして公の社会スポーツに責任を持つ人材を公費として育てて公務員で充てていく。その中で、当然、スポnetなんぶにも体育館使ってもらうようにしていけばいいことではないでしょうか。

これは教育委員会と町にも対して、私は、指定管理のところで特に言っておきたいのは、今まで十分な管理できなくてそのまま指定管理していくということも、私は疑問を持っているものです。今回、見に行った中でも、特に町民体育館については入り口の電気がついていない、駐車場に明かりがない、玄関の階段のタイルが剥げて子供が危ない、網戸がついていない、中の更衣室が物置みたいになっている。これらのことが改善される必要があると思うわけですね。その前に、なぜこのような事態に至ったのかということも含めて、そのことが何ら指定管理で解決できるどころか、今回の内容は議員の皆さん知っていただきたいのは、今までよりも若干のお金を使って指定管理をしていくということなんです。このことで本当に解決できるんでしょうかということなんです。

私は、抜本的に指定管理のあり方を見直して、社会体育や社会教育は抜本的に改善していくべき。そのためには、体制を強化して人をふやしていくべきだということを指摘して反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、賛成者の発言を許します。

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 11番、井田でございます。今、真壁議員が南部町体育館がいろいろ、玄関とかいろんなところが不備があるということを言われましたけども、視察に行ったときに教育委員会の次長の方も一緒に来られまして、そのことは一応リフォームをしながら、今の南部町総合型地域スポーツクラブに指定をするということはおっしゃっておられました。

先ほど荊尾議員が申されました。私は、網羅されたそのとおりだと私も思っております。というのは、今までが悪かっただけでなく、これからやはり南部町体育館をいかに利用していただくかということを考えれば、やはり今の体制では私は無理だと思います。今までずっと私もいろんなことをスポーツについては、いろんなことに携わってまいりました。荊尾議員もやっぱりいろいろスポーツ、野球のことはよく御存じだと思いますが、やっぱりこのことがこれから南部町体育館を指定して管理するということになりますと、やはり今まで以上に管理対応が私は進むと思っております。

また、スポnetなんぶの活動が、私は、今後ますますふえると思います。その中で、町内外の方がまた使用するに当たって、やはりこういう専門の方がおられる南部町総合型地域スポーツクラブに指定しますと、スムーズに運営ができるというように私は理解をいたしております。また、このことによって町の活性化が私は図れるというように期待しております。

以上のことを総合的に判断し、賛成するものであります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第100号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成者の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第101号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第11、議案第101号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第101号、公の施設の指定管理者の指定について。

本議案は、南部町総合福祉センターしあわせの指定管理者に特定非営利活動法人南部町総合型地域スポーツクラブを指定するものでございます。

予算決算常任委員会の審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第101号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

#### 日程第12 議案第102号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第12、議案第102号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第102号、公の施設の指定管理者の指定について。

本議案は、両長田ふれあい会館の指定管理者として南さいはく地域振興協議会を指定するものでございます。

予算決算常任委員会の審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第102号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

日程第 1 3 議案第 1 0 3 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 3、議案第 1 0 3 号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 1 0 3 号、公の施設の指定管理者の指定について。

本議案は、南部町森林総合利用促進施設の指定管理者として南さいはく地域振興協議会を指定するものでございます。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 1 0 3 号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

日程第 1 4 議案第 1 0 4 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 4、議案第 1 0 4 号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 1 0 4 号、公の

施設の指定管理者の指定について。

本議案は、南部町公民館さいはく分館の指定管理者として法勝寺地区地域振興協議会を指定するものでございます。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しております。

賛成、反対御意見がございます。反対の意見として、そもそも公民館を指定管理に出すこと自体が間違っている。この背景には、町が社会教育の一環としての公民館活動を軽視していることがある。公民館であれば公民館職員ないしは社会教育主事などを配置して、公の教育を保障していくようなことを展開していかなければいけない。町が責任を持って公民館を運営していくべきと考え、反対である。

賛成者の意見といたしましては、住民が毎日のように使用する施設であり、いかに住民目線で見られるかということ。体育館を見て悲しくなり、公には任せておけない。民間目線で見てもらえれば本当によくなると思うので、賛成する。というような御意見でした。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾でございます。議案第104号に対して反対するものであります。

理由は、実は以前、直営の時代ですね、あのときには結構な方がよく顔を見ました。しかし、指定管理になってから町の職員が、これがなくなりました。本来、公民館というのは目的は何かといいますと、やはり文化・体育等の指導し、そしてまた協議をする場でありますね。そこに対して公務のいわゆる職員が、正規の職員がそこに配属されていないということ。このことがよく聞くんですけども、公民館の事業で公民館活動をやろうと思って地域の人が行くんだけど、いや、ここは指定管理を受けておりますのでということで、詳しく協議するだとか、そういうことについてはやはり天萬庁舎の教育委員会のほうに行って、そこでいろいろ話をするというのは、大変にこれは住民に対するサービスの大きな後退だと思います。やはり私は、今後も指定管理だなくて直営にして、そこでやはり町のそれなりの資格を持った人、いわゆる社会教育主事だとか、あるいは公民館活動に対するそういう経験を持たれた方、そういう方を配置して、やはり地域の文化・スポーツ、これの発展のためにやるべきだと思います。

それと、あわせて言うんですけども、私は町の姿勢にそもそも問題があるんじゃないかと思えますよ。例えて言いますと、現地を見ました。何ですか、あれは。雨が漏って畳上げていて、2階の部屋が使えない……。全部といいませんが、一部2階の部屋が使えないような状況になっております。これでは果たして文化・スポーツに前進するような姿勢が十分されているということは到底言えません。私は、ここでやはり直営にして、きちんと施設の整備、管理をしていくこと、このことを強く求めて反対するものであります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） この議案に対しまして、賛成の立場で討論させていただきます。

いつもこの指定管理のお話になりますとさまざまな意見が出てまいります。指定管理者制度は十二、三年前でしたでしょうか、地方自治法の改正によって創設された制度であったというふうに記憶をしております。その骨格は民間力を用いて民間のノウハウを生かしながら、多様化する住民のニーズに効率的、または効果的に対応することとしております。

また、委託者である町としては、公の施設を受託者へ委ねる前に次の10項目を念頭に置かなければなりません。1つは、誰に何を提供するためのものなのか。2つは、町民にとって必要と思われる施設なのか。3つ目、時代の変化で役割が薄れていないのか。4つ目、今後大きな財政負担を伴う場合があるか。そういう場合、町民が納得できるか。5つ目、民間に似たようなサービスが生まれていないのか。6つ目、ほかのソフト事業でサービス目的が達成できないか。7つ目、全町的に見て統合できるサービスはないのか。8つ目、最適な運営形態になっているか。9つ、受益者負担は適正であるのか。10個目、コスト縮減努力の余地はないか。これらのことを踏まえた上で、指定管理者の案件が提案されていると考えております。

これまで、お世話になっております法勝寺の振興協議会さん、管理者としては適正な管理をいただいていると思っておりますので、引き続いてお願いをしていってもよいだろうと考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 104号の南部町の公民館さいはく分館を指定管理することに反対をいたします。

先ほど白川議員が指定管理の要件ですね、10項目上げてて、こういう場合に指定管理をして

いくのかという点を聞いてつくづく思ったのは、この10項目のうち9つは公民館を指定管理するのにふさわしくないわけですね。例えばコストの問題、財源の問題。もしここで1つあるとすれば、7番目に言ったこの事業の統合云々かんぬんでは公民館が対象になる場合はあっても、あとの分野は対象になっていないので、聞きながら思ったのは、やはり公民館というのは指定管理にふさわしくないなというふうに今聞いてて思いました。

なぜかといいますと、公民館というところは本来、地域住民の生涯にわたっての教育権や学習権を保障していく場所であり、言ってみたら自由に学んだり、社会教育を自由に受けることができる。こういうことを保障している場であって、決してもうけのためにするものではないし、まして公の学習権や教育権を保障しようと思えば、これは公でなければできない仕事だということではないでしょうか。一番大きな問題は、こういう場所を指定管理にしてきた問題だというふうに思うのです。

先ほど言った指定管理十分なされているといいますが、これは地域振興協議会の責任ではないと思うのですが、指定管理とおっしゃいますが、公民館としての指定管理という体制になっていないというのが現状ですよ。社会教育主事も公民館主事も置いていないし、何ら公民館という箱物を指定管理に出しているという段階で、社会教育の柱がぼんと抜けているのではないのでしょうか。これは西伯側の住民から見たら、合併云々というわけではありませんが、合併の大きな弊害の一つであり、地域住民はこのことに怒っているというのが現状です。

議員の皆さんで見られてもわかるように、先ほども亀尾議員が紹介した2階が雨漏りで全く使うことができない。複合施設を建てる予定があるから、こういうふうに言うのですが、本来、その時期時期に使う住民に対して責任を持つ町と教育委員会は、これを投げてきたことに多くの責任を感じるべきではないでしょうか。決して地域振興協議会の責任ではない。町が公民館として適切な維持管理にしていなかったということが大きな責任だというふうに思うんです。そこに本当に社会教育主事や町の職員ないし教育委員がおったら、あのままで済んだでしょうか。私はそのことを町と教育委員会に聞きたいと思うんです。あなた方があっこに入って仕事ができただのかという問題ですよ。それを地域振興協議会に投げかけて済む問題ではないのではないのかという点です。ひいては、公民館というのは住民からお金を取って運営するところではありません。どう考えてもこの公民館が指定管理にふさわしいとは思えないのではないのでしょうか。

今後、複合施設に当たったときに公民館どうするかということで、指定管理等が大前提になってくる場合もあるかもしれませんが、町が一番しなくてはならないのは、町と教育委員会が一緒になって本来の社会教育とはどうあるべきか、本来の公民館活動はどうあるべきかということ

ぜひ住民と議会に投げかけてほしいと思います。どの時代においてもそのときに為政者は教育委員会の視点において社会教育の権利を奪われることは、私はあってはならないと思っています。

実際、現場として西伯地域にとってはあの中央公民館というのは住民の活動の大きな場所でした。そこを合併によって分館とする、そういう名前は変わってもいいかもしれませんが、そこに社会教育主事、公民館主事しか置かない。これは教育委員会や町の言い分では社会教育主事や公民館主事を置かなくてもいいことになったのだと、こういうふうに言うのかもしれませんが、それこそ町の姿勢がそれでよかったのかということを考えるべきではないでしょうか。

もう1点について言えば、公民館での本来の学習権、教育権というのは、決して地域振興に役立つ人間、町を愛する人間をつくるものではありません。そういう意味でいえば、地域振興協議会に投げかけて済む問題ではないという点です。私は、ぜひとも教育委員会がそこをしっかりとリードして社会教育本来のあり方、公民館教育のあり方の柱を打ち出していきたい。少なくとも複合施設を待たずとも公民館のさいはく分館の改修については、緊急でもいいから早急にすべきだという点も指摘して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

賛成者の発言を許します。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。私は、この議案第104号、公の施設の指定管理について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど真壁議員のほうから地域振興協議会に責任はないんだというふうに言われましたけれど、その前に亀尾議員は、過去には利用者がたくさんあったけど、指定管理になってから利用者が少なくなりましたということと言われました。これは協議会に責任があるんじゃないかというふうに私は受けとめております。その中で、指定管理については今回、法勝寺地区地域振興協議会にお願いするわけなんですけれど、このたび初めてではありません。過去3回、指定管理お願いをして管理をしていただいて、今回4回目の更新ということになります。過去9年間、法勝寺地区地域振興協議会の方にこのさいはく分館の管理についてお願いをしてきてるわけなんですけれど、利用している町民の皆さんから目立った苦情や苦言が寄せられたということは私は聞いたこともないし、執行部のほうからもそういったことは説明も受けてもおりません。これは町民の皆さんの利用者のニーズを協議会の職員さんが十分にそれを受けとめて、教育委員会とのコンタクトを適切に行っていたらいい結果だというふうに思っております。

さっき真壁議員ですか、教育権や学習権、地域住民は怒っていると言ってますけど、これは法

勝寺協議会に対して怒ってるのではなくて、先ほどからずっと出ております施設の老朽化です。これは確かに雨漏りもしたり、畳が取ってあるとか、本当にこれは悲惨な状況、議員の皆さんで見えてまいりました。これについては、やはり早急な対応をしていただきたいというのは、これは議員全員一致してる部分だと思います。町民さんが怒っているのは、あんな施設でどうやって使うんだ、利用ができないじゃないかという部分については怒っておられると思います。やはりそういうところは執行部の方は十分に捉えていただいて、できるだけ早い対応、部分改修だけではやはりいけないと思います。この際ですからしっかりとした複合施設計画をしてもらっておりますが、早い対応をしていただきたいということもお願いしておきたいと思います。

この公の施設の指定管理、法勝寺地区地域振興協議会の皆さんには引き続き大変ですけれど、管理を頑張ってくださいというふうに思い、賛成の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。（「ちょっと、ちょっと。ちょっと言いたいことがある」「休憩してください」と呼ぶ者あり）休憩します。

午前10時18分休憩

午前10時19分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。（発言する者あり）再開します。（発言する者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第104号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第15 議案第105号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第15、議案第105号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第105号、公の施設の指定管理者の指定について。

本議案は、南部町立東西町コミュニティセンターの指定管理者として東西町地域振興協議会を指定するものでございます。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第105号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第106号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第16、議案第106号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第106号、公の施設の指定管理者の指定について。

本議案は、レストハウス、バーベキューハウスの指定管理者として鴨部まこも友遊会を指定するものでございます。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第106号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。再開は10時40分からにします。よろしくお願いいたします。

午前10時22分休憩

午前10時40分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

休憩前に引き続き議事を進めます。

---

日程第17 議案第107号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第17、議案第107号、平成28年度南部町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第107号、平成28年度南部町一般会計補正予算（第4号）は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

本議案の賛否の争点でございますが、後に出てまいります110号の水道事業会計の簡易水道統合推進に要する経費として繰り出されます補助金の繰り出しに関するものが争点となりました。

反対の意見としては、国が進める水道統合のやり方について反対である。簡易水道を統合して公営企業でやるというのはもってのほかであり、反対であると。

賛成の意見といたしまして、簡易水道だけ独立させておいても修繕費等の負担が大変であるし、小さな簡水ではやり切れない。できないことが出てくる。水道収入を広いところで得ながら投資していかなければいけない。いつまでも別々でやってももたない。会計も統合して全体の中で運営するしかないので賛成であるといったようなものでございました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。





仕事を民間会社に委託して、その準備をしたいという内容だということでした。

ここで、委員会でも意見を言わせていただいたんですけども、町の水道、とりわけ会見地域では簡水ばかりでした。この簡易水道を上水に統合することによる町のメリットというのは何ら無いはずなんですよ。それは再三、議員の皆さんとも論議してきたところです。どうして、なのに水道統合して南部町の場合は上水道にしていかななくてはいけないのかという点ですよ。私もなかなかわからなくて、担当課のほうにこれをわかる資料を出していただけないかという点だったのですが、それは出ていたんですよ。

私は、平成26年4月に出された公益財団法人日本水道協会の水道統合事業計画に基づいてお話を今しているところです。これを見る限りは、これまで水道統合しなければ補助金も出ませんよと言ってきたんですけども、委員会の中でも課長がおっしゃったように、平成29年3月まで全国的にできないので、これを延ばせるのではないかという点も言われたのではないのでしょうか。読んでいて、私もそのとおりだというふうに思ったんです。例えば平成28年までに全く実施しない場合は、補助対象としないこともあるというふうに書かれているだけですよ。

全国的に見た場合、南部町よりももっと条件が悪くて簡水だけでして、統合した場合には本当に大変だという町もあるのではないのでしょうか。

これは再三、町長にも求めているのですが、小さな採算性のとれない離れた集落、人家の少ないところに簡水を通して、その維持を今後上水道と一緒にやって、公益性を、公営企業会計だから全部その財源だけでやれというのは無理があるという話ですよ。本当に国がそういうことを言っているんだろうかと思って私も見てみたら、今回の統合事業は簡水の統合で、これをした場合には統合後の簡水の建設改良費の企業債の2分の1も補助できるということになっているのではないのでしょうか。私、本当にこの内容だったら、国会でも大問題になっているのではないかというふうに思ったわけなんですよ。見てみれば、仮に上水道に統合しても簡水分野については、建設改良については補助金が出るということではないのでしょうか。

そういうことを考えたら、そういうことと、平成29年3月までに全国的に考えても事業統合はなかなかできない段階で、果たして国の施策にそこまでのとってする必要があるのかというのが私の率直な疑問だったわけです。

国の姿勢が、地方の政治を守っていかうとか、そこに住む住民を本当に大事にしていく施策であれば、私は一番乗りになることは有意義なことやと思うのですが、これは恐らくどの党を支持している方も一致すると思うのですが、今、余りにも都市部と地方の格差が大きいと思いませんか。その中で、国のやっているこの簡水を上水にして統合して上水道でやれ、このことが南部町

にとってメリットがないことが明白であるならば、なぜそこに飛びついて急いでしなければならないのかという疑問です。

私は、予算に上がっていますが、様子を見ながら国の施策に町長は簡水の協会も使って、今度の補助金等の存続を求めていくとも説明会の中でも言うておられました。そのことを考えたら、慌てて国の政策に乗っていくことではないのではないかと。私は、予算に上がっていますが、様子を見て今回の統合についてもちょっと待ったをしたほうがいいのではないかとこの点を言って、反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

6番、三鴨義文君。

○議員（6番 三鴨 義文君） 私は、一般会計について賛成の立場で討論させていただきます。

補正予算の内容はたくさんありましたけれども、またほかの補正予算は執行残の訂正ですとかもろもろありまして、それは皆さん一致したところですけども、1点、その水道の委託料に関して御異議があったので、私は、このことは必要なことであろうと思って、賛成の立場で話をさせていただきます。

承知していただきたいのは、上水もそうですけれども、今どんどん人口減少に伴う給水人口の減少が甚だしく起こっております。水道収入がなくなってきている現状で、管理運営をしていくのに非常に上水も大変な状況になっています。

加えてこれが、簡易水道人数が何十人というような簡水での収入減に伴いまして維持管理ですとか、そういった管理運営が非常にできなくなってきている現状もあります。ですから、国が言っております簡易水道をとにかく統合せんとペナルティー与えますという、そういう手法はいかかなもんかと思えますけれども、特に南部町あたりもそういった小さな簡水たくさんありますから、こういうものの現状を見たときに本当に独自で運営がしていければそれはいいんですけども、やっぱりそういうキャパを大きくして、みんなで大きなところで収入を得ながら管理運営をしていくというのがベターではないかなと思っております。

先ほど補助金の話も出ましたけれども、当然現状では2分の1という基準もありましてあることはあるんでしょうけれども、国の考えておりますのは、やっぱり先ほど言いましたような減少傾向にある中で独自の運営は大変、それは全国的なことでありまして、やっぱり簡水は統合していくべきという、将来的にはそういう方向にどんどん国全体としても動いていくんであると思うておりますので、このたびの委託料を投じて変更認可をするべきという時期であろうというふうに私は思っております、一般会計補正予算については賛成をしたいと思っております。以上

です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第107号、平成28年度南部町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

#### 日程第18 議案第108号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第18、議案第108号、平成28年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第108号、平成28年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第108号、平成28年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

日程第 19 議案第 109 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 19、議案第 109 号、平成 28 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 109 号、平成 28 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 109 号、平成 28 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

日程第 20 議案第 110 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 20、議案第 110 号、平成 28 年度南部町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 110 号、平成 28 年度南部町水道事業会計補正予算（第 1 号）。

本議案、予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

賛否、意見がございまして、本議案は、さきにありました 107 号の一般会計補正予算の繰り

出しの部分の受けのほうになります。

議案第107号と同様に反対の意見としては、国が進める水道統合事業、簡易水道を統合して公営企業でやれということについては反対であるという意見。

そして、賛成者の意見といたしましては、小さな簡水は経営基盤が脆弱であるため、統合して安定的な経営を行うべきであると考え、賛成というものでございました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第110号の水道事業会計に反対です。

反対の理由は、先ほど言ったように水道の簡易水道統合推進に関する経費として四百何万上がっているという点です。

水道会計ですのでぜひ言っておきたいのは、簡易水道を統合推進することによる、これを理由にした水道料金の引き上げということは筋が通らないというのを一つ言っておきたいと思うのです。

先ほど委員長もこの水道の議案は簡水の統合と言っているんですけども、説明では、簡水統合して上水道に一本になると、それでは公営企業会計になっていくというふうに言っているわけですよね。

ところが、先ほど説明した平成26年の4月に出た日本水道協会では、統合後の簡水の建設改良の企業債が上水道であっても元利償還の2分の1は補填することができるというふうに項目がありますよね。（「経過措置だ」と呼ぶ者あり）経過措置ですけれどもありますよね。この段階でそれを理由に引き上げということになりませんよね。この経過措置をどう見ていくかという問題です。確かにその点がしんどい点と、もう一つ委員会で言われたのは、平成32年をめどに下水道も公営企業等にしていけという国の方針が示されていると言っているんですけども、どことも大混乱になってくると思うんですね。

例えば南部町では、下水道では2億円近く一般財源が出しているわけですよ。これを公営企業にしてそこでやれということになったら、大幅な利用料引き上げになってきますよね。そういう点でいえば、私は、地方自治体は結束を固めて、本来、水道会計について、簡水にしる上水にしる、公営企業にしると、こういうやり方は本末転倒であるということをもまず1点として言ってい

くことと、やっぱりそれを示していくという点では、暮らしを守っていくという立場では幾ら統合があっても、それを理由にして住民に負担増を求めていくという地方自治体の姿勢を改めて、暮らしを守るために水道料金の低い、水道料金を抑えていって暮らしを安定していくのだという町の姿勢や自治体の姿勢を示していくべきときではないかというふうに思います。いけないのだけれども、国が言ってきているので唯々諾々と国の施策を認めていくだけでは町政が本当によくないと思うのです。

ここは大変なときだと思いますが、踏ん張っていただきまして、こういうやり方は許さないのだと。これをもとにした新たな住民への負担増は自分のところはするつもりありませんと、こういう声明を出して住民の暮らしを応援していくようなやり方をやっていただきたいということで、この水道会計には反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、滝山克己君。

○議員（3番 滝山 克己君） 3番、滝山です。議案第110号に賛成の立場で討論いたします。

先ほど反対の討論されましたけども、住民説明会が始まっている中、統合事業計画というものを皆様方が聞いていらっしゃる中、いきなりやめるということにもなりません。

そこで、この補正予算は、ただいま計画中の水道事業統合計画に伴います変更事業認可申請に必要なものでございまして、この変更認可計画書というものは膨大な資料並びに技術的なものが必要となる委託でございまして、これに必要な財源でありますところを一般会計から繰り入れをしていただくというもので、この事業につきましては必要不可欠なものであるというふうに考えております。

この事業を適切に推進するための財源であり、補正予算はどうでも必要なものだというふうに考えますので、賛成をしたいというふうに思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに賛成、反対ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第110号、平成28年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

#### 日程第 2 1 議案第 1 1 1 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 1、議案第 1 1 1 号、平成 2 8 年度南部町病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 1 1 1 号、平成 2 8 年度南部町病院事業会計補正予算（第 2 号）は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 1 1 1 号、平成 2 8 年度南部町病院事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

#### 日程第 2 2 議案第 1 1 2 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 2、議案第 1 1 2 号、平成 2 8 年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 1 1 2 号、平成 2 8 年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第 1 号）は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。



○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第112号、平成28年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

### 日程第23 陳情第7号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第23、陳情第7号、鳥取県西部地区に問題行動等に総合的・長期的に対応する仕組みの実現を求める陳情書を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、白川立真君。

○民生教育常任委員会委員長（白川 立真君） 委員長の白川であります。民生教育常任委員会が頂戴しております陳情は1件であります。鳥取県西部地区に問題行動等に総合的・長期的に対応する仕組みの実現を求める陳情であります。

この件に関しまして審査の結果、全員一致で採択すべしと可決しております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、陳情第7号、鳥取県西部地区に問題行動等に総合的・長期的に対応する仕組みの実現を求める陳情書を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり採択することに決しました。

---

日程第 2 4 請願第 8 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 4、請願第 8 号、所得税法第 5 6 条の廃止を求める請願書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、三鴨義文君。

○総務経済常任委員会委員長（三鴨 義文君） 総務経済常任委員長、三鴨でございます。付託されました請願第 8 号について審査の結果、賛成少数で不採択と決しました。

反対者の御意見といたしましては、青申と白申の違いは、専従者控除と専従者給与、経費の捉え方が違う。税負担の回避という可能性があり、廃止については時期尚早ではないか。それから、白申は単式、青申は複式簿記、帳簿整理は大変である。あくまでも白色申告は、兼業農家や高齢者の方のために残しておくべきと思う。租税回避の防止するため、現在まだ 5 6 条を廃止すべきではない。

賛成の方の御意見といたしましては、白申は租税回避を狙っているのではないかという意見もあるが、最終的には税務署が税務調査をすることである。この請願の趣旨は、労働の対価を認めてほしいという趣旨であり、採択すべきという賛成の御意見がありましたけれども、採決の結果は先ほど報告したとおり不採択と決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回、総務に付託されました所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書を国に上げてほしいという請願書について、委員会では賛成少数で不採択になったという報告でした。

そこで委員長の報告についてそこをお聞きいたしますが、ちょっと私、わからないのは、委員会で青申か白申だと言っていたんですけど、論議があったということなんですけども、この所得税法の第 5 6 条というのをなくしたら、廃止したら白色申告なくなるんですか。それが 1 つ。

それと、もう一つ、2 点目は、請願趣旨に書いてあります所得税法第 5 6 条、事業主の配偶者

とその親族が事業に従事したときに対価の支払いは必要経費に算入しない。これが条文の趣旨だと書かれていますが、委員会では日本のつくっている憲法下における所得税法の中で、このように対価の支払いを親族に限って対応しないと決めていることに対して、どのように論議なされたのでしょうか。

3つ目は、これは最後のほうにも出てくるのですが、私の実家も自営業でして、よく母が言っていたのを思い出します。この請願を出されてきた方々の資料の中に、1つはここに書いてありますよね。国連の女性差別撤廃委員会の中でもこの調査をして、所得税法第56条というのは、家族従業者の労働に対し、マイナスのインパクトを女性に与えるのではないかということから意見が出ているわけですね。

もう一つには、皆さんと一緒に進めていく、特に南部町は人権の町ですから、第4次男女共同参画基本計画というのは国で示されて、その中の共同参画の中に、自営業者等における就業環境の整備で、ここに商工業者の自営業における家族従業者の実態を踏まえ、女性が家族従事者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各制度のあり方を検討するとともに、こういうふうに書かれているわけですね。

そういうふうな動きの中で、私と皆さんも持っている資料だと思うのですが、例えば政府がこの所得税法第56条に対してどのように動いてきたかということと、2009年の与謝野財務大臣がこの廃止について研究するとか、それとか、内閣の男女共同参画の局長が、この56条は世帯主義で廃止が困難だから一本になるのではないかと、2010年にこのように発言したというようなことがあるわけですね。私は、一番大事な確信がここにあると思うのですが、そのような内容をどのように御検討なされたのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長、三鴨義文君。

○総務経済常任委員会委員長（三鴨 義文君） 三鴨でございます。たくさん言われたので把握し切れなかったんですけども、白申がなくなっちゃうのかという話でございましたが、実は審議の前に税務課長なり実際に申告を受けられる税務課からレクチャーを受けまして、南部町の場合の状況はどうなのかということも聞かせていただきました。

先ほど御質問がありましたのは、私も聞きましたのは、白色申告というのが第56条のことを指しておりまして、青申というのが第57条で特別条文があるんだという話。それから、南部町の場合は申告受けますと、帳簿の関係でまだまだ不十分なところもありまして、やっぱり56条は残していただくほうが事務方としてはいいというようなレクチャーを受けたところです。

委員会の中で、国のその56条について……。結論から言いますと時期尚早だというのが委員

会の中の結論でありまして、2番目に言われました家長制の話、御質問の内容があんまりよく把握できませんでしたが、そういう話でも法の出たところは、昔の家長制度から始まった条文であって徐々に解消されつつあるけれども、このことについても時期尚早で廃止するには至らんだろう、するべきではないだろうというのが委員会の委員の皆さんの声でした。

それから、最後でしたですか、女性差別がどうこうと言われましたけれども、このたびの請願書の中に女性差別という字句がありませんでしたので、委員会の中で女性差別についての討論はございませんでした。答えになったかどうかわかりませんが、以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） まず、1点目の56条をなくしたら白色がなくなるんですかというの、白色がまだまだ必要だからこの56条の条文を残さなくてはいけないというふうに委員会になったというから聞いているんです。判断されたのは、課長も所得税法の56条は白色で、白色には親族が事業に従事したときに対価の支払いは必要経費に算入しないと、このことが白色だということで、56条をなくしたら白色申告ですね。青申ではなくて、白色申告ができないということなんでしょうか。私の理解では、日本の国というのは、納税は申告主義なんですよ。そうですね。申告主義で青であろうが白であろうが仮に56条がなくなっても自主申告制度というのは残ると思うんです。

この白色を残さなくてはいけないというのをどうも聞いておいたら、この家族、親族が事業に従事したときに対価の支払い、必要経費に算入しないと、このことを残すことが大事だと言っているわけですか。それを聞きたいんですよ。

例えば白色というのは私たちも見たら、まだ中小業者の中に半数が白色申告しているんですよ。何らかの形で、今の中小業者の事業形態から見たら白色のほうがいいだろうという選択している方が多いわけですよ。白色なくしたらいいなんて思っていないんです、私たちは。

ただ、言っているように、この対価の支払いを必要経費として認めないことはおかしいんじゃないかと、そのことを56条に書いてあるのでなくしてほしいと、これは当然のことだろうなと思っているのですが、その点どうだったのかということで、課長に聞かれたというんですけども、私、もう一つ、委員会に聞きたいのは、出してきているところがありますよね、いわゆる請願を出してきたところがね。そこの意見は聞かれなかったんでしょうか。税の仕組みを聞いたというんですけども、本来、一番よくわかりますよね。出してきているところに、56条なくしたら白がなくなるんですかということを知ったら一番よくわかったんじゃないかと思うんですよ、どういう仕組みかというのをね。やっぱりそういうことをなされたんでしょうかというのが聞きたいとい

うことと、もう一つの判断は、2つ目ですね、2つ目の問題は、時期尚早過ぎるというのは、親族が事業に従事したときに対価の支払い、必要経費に算入しないということ、これをとるのが時期尚早なんだということなんですか。それも聞きたいんですよ。これをとるのが時期尚早ということですかということですね。

それと、3つ目、女性差別のことは言っていないというんですけど、ここに国連の女性差別撤廃委員からも所得税法第56条により、女性の経済的自立が妨げられるとして是正の勧告が出されていると言っていますよね。働いているところの皆さんも御存じだと思う。圧倒的な多数のうちはお父ちゃんだけじゃなくて、お母さんや御家族の方が支えられていると思うんですよね。そういうことを考えたら、この女性からの声というのは、私は当然の叫びだというふうに思うのですが、そのことについての御審議はどうだったんでしょうか。なされなかったということでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長、三鴨義文君。

○総務経済常任委員会委員長（三鴨 義文君） 三鴨です。先ほどと同じような繰り返しになると思いますけれども、一つには、傍聴にも入っておられましたけれども、請願を出された方の意見は聞いてはおりません。その中で議員の皆さんの御意見を聞いて採決に至りました。

それから、女性の話ですけれども、前回も平成23年でしたですか、1回この請願が出ておまして、その文面の中に女性差別でありという字句がありました。このたびは、そういう女性差別だということではなくて、国際上はそういう女性差別だということで世界では話されているというような文面にちょっとニュアンスが変わっておりましたので、委員会の中では特段に女性差別だという話で議論はなされてはおりませんでした。

それから、もう1点何か言われましたですね。私の聞き取った委員会の中では、先ほど申し上げました賛成の理由、反対の理由ということで、真壁議員が今、御質問なされました点について私の意見を言うわけにもなりませんし、委員会の中の報告として先ほど述べた状況でしたので、御質問の中で答えてないところは議論になっていないというふうに捉えていただきたいと思えます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 次の討論もありますので、何回か聞いてよくわからないのは、今回の趣旨は所得税法の56条の廃止で、その中にはいわゆる親族が仕事をして対価認められない項目あるんですよと書いてあるわけです。それを外すために56条を廃止したいと言っている

んですよ。このことについての論議はどうだったのかと聞いているんですよ。時期尚早だと言われたので、何が時期尚早なのかということですね。そこはどうだったんですか。討論がかみ合わないといけないから聞いているんですよ。そこがなぜ時期尚早だということになったということなんですか。

それと、もう一つは、女性差別ではなかったとおっしゃるんですけども……（「そこまでかわらんでもいいがん」と呼ぶ者あり）もうこれしか聞けないからね。（「ボリュームがあるけん」と呼ぶ者あり）聞けないから言うんですけども、やはりもう一つは、これ不採択になさったということなんですけども、全国的に見て四百数十の自治体が上がっていますよね。これ皆さんも御存じのように、自治体というのは1つの政党ではないですから、いろんな党派が集まったところが採択をしてきているわけですよ。ということは、もしかして皆さんの頭の中に出してくる団体とか紹介議員が1つの政党に偏っているから、どういう言葉が適切な、偏見と言ったらいけないんですけども、そういうことがあったとするのであれば、私は、住民、町内で働いている中小業者の実態をも見ていない状況だというふうに思うのですが、仮に女性差別のこと話していなくても、ここに女性差別撤廃委員からもと書いてあるんやから、紹介議員に私もおったのに、私も呼んでくれてもよかったんじゃないですかというのが1つと、それと、どうしても今回で採択、不採択を決めなくてはいけなかったんですか。そのことも聞きたいです、先ほどのこともあわせて。

○議長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長、三鴨義文君。

○総務経済常任委員会委員長（三鴨 義文君） 三鴨でございます。女性差別という単語が今回は23年のときと違って、国際的な状況の中での文面となっていたので議論には上がらなかったということであります。

それから、時期尚早とはというところですけども、白申をされる方は納税回避のこともあって今廃止するには時期尚早ではないか、そういう理由で時期尚早という言葉を使わせてもらいました。それは委員の皆さんからも出た単語ですので、そういう報告させてもらいました。傍聴の方には御意見を伺っていませんが、委員会の中におられた賛成議員お二人の方からは御意見も聞いておりますので、真壁議員も私も呼んでと言われましたけれども、紹介議員2名はいらっしまったので、それで今回採決してよろしいかということで合意をいただきまして、採決といたしました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 番、加藤学君。

○議員（1 番 加藤 学君） 1 番、加藤です。まず、討論された中で出てきた部分で簡単に。

まず、白申でこの場合、単式簿記だから簡単でいいというふうな話がありましたが、青申の中に現金簿記というのがありまして、これは白申でやるよりもさらに簡単です。

それと、消費税回避の問題ですけれども、家族制で経営されているところのごく一般的などころですけれども、お父さんがメインで仕事をされていると。お母さんが配偶者として仕事をされている。あと、お子さんが1 人一緒に仕事をされていると考えます。この場合、3 人が一体、どれだけ仕事をしているかということです。ほとんど3 人ともほぼ同じ量な仕事をされています。飲食店であるとか鉄工所であるとか、いろいろそれはあって変わってくると思いますけれども、その場合、配偶者に至っては8 6 万円しか認められないということになるものだから、年間の所得が8 6 万円ということになる。お子さんに至っては5 0 万円になってしまうということ。これに関しては女性差別に至るのではないか。それでこれがあるために附属していろいろなことが出てきます。例えば所得が8 6 万円しかないから、ローン組むとき組めません。それから、もしけがをしたり何かで休業手当をもらうとき、例えば1 0 日間もらえるとしても、年間所得が8 6 万円とか5 0 万円になるので、もらった金額が2, 0 0 0 円とか3, 0 0 0 円とか、これ全部5 6 条があるために起こる問題なんです。ですから、この5 6 条を廃止してくれという、これがもとの趣旨です。

それと、あと税回避の問題ですけれども、現在税回避、今言いましたように、お父さんがいて、お子さんがいて、それで配偶者で奥さんがいる。その場合、配偶者の方に例えば1 0 0 万円所得があった分を丸々9 9 万円までを預けてこれを支払う、こういったことができるのではないかとことですけれども、これ実際働いているかどうかを、実労働がないにもかかわらず所得として払うことができるかどうかと考えた場合、これ青申であっても企業であっても、それどちらでもできます。これ5 6 条があるから、ないからできるんだ、できないんだというそういう問題ではありません。

それと、あと5 6 条がなくなった場合、白色申告がなくなるかどうかということですが、私は、白色申告は残るといふふう聞いております。

それと、56条の問題ですけれども、56条、これ残ります。ただ、所得税法の最終的な文面の中に一文つけ加えるとして、56条の効果についてはないものとする、こういった文脈がつく、そういうふうに私、聞いております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

7番、仲田司朗君。（発言する者あり）委員長の報告に賛成か反対かをとっています。

○議員（7番 仲田 司朗君） 7番、仲田でございます。委員長の報告について賛成する立場で討論を行います。

法第56条につきましては、その目的は、個人事業は家族全体の協力のもとで家族の財産を共同で管理し、使用して成り立つものが多く、その際に必ずしも個々の対価を支払う慣行があるものとは言えない。また、仮に対価が支払われる場合であっても、支払われた対価をそのまま必要経費として認めることとすると、個人事業者がその所得を家族に分散して不当に税負担の軽減を図るおそれが生じ、適正な対価の認定が実際上困難であることから、このような方法で税負担の回避という事態を防止するため設けられたと言われております。

また、56条の規定は、家族間では給与等対価を支払う慣行がないこと、事業から生ずる所得は通常、世帯主が支配していること、家族間における所得分割を防止する必要があること、記帳の実際に照らして給与等の対価の支払いの事実を確認することは困難であることを考慮して設けられたものと理解しております。

以上のようなことを考え、確かに今、社会情勢が変革しつつありますけれども、この法はそのまま生きるべきであろうと今のところ私は思っておるところで、委員長の賛成の報告がございましたとおりの賛成するものでございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

委員長報告に反対ですね。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 委員長報告に反対で、ぜひ採択していただきたい、ないしはよくわからないので、また皆さんと一緒に継続して勉強するというんだったらわかるんですけども、不採択ということについては反対です。

先ほど仲田議員が言われた、家族経営は共同管理で分業とみなすことが難しいというふうに言われたんですけども、家族経営は青も白も一緒だと思うんですよね。ということは、日本の今の税法では個人の所得とかということ認めてないということになるわけですか、家族経営、ということになりますよね。そうじゃないんじゃないですか。今のどこの条例や法律も憲法に基づ



いてしていますよね。今の憲法でいえば男女平等ですよ、差があってはいけない。そういうところから見れば、この所得税法の56条というのは時期尚早どころか非常におくれている内容だというふうに思いませんか。

先ほど言ったような立場に立つというのであれば、青申で分業が行われて所得認めていることというのはおかしいということになってくるわけですね。(サイレン吹鳴)それで、先ほどの所得税法第56条が法文の解釈だけではなくて、具体的にそのことによって現状の社会生活の中で、営業の中で不利益が生じているというのは先ほど加藤議員が述べたとおりだと思うんですよ。そういうことが起こっている段階で、この税制に動いているというのがこれまでの自民党政権や民主党政権でも出てきたことではなかったんでしょうか。そういう意味でいえば、今、私たちの議会がしなくてはならないことは、憲法に基づいてこの所得税法がどうであるのかということの検討が、この請願が出されることによって私たちが求められたことだと思いませんか。

そういうことを考えた場合、例えばこれが時期尚早であり、先ほど言ったように家族経営は共同管理が当たり前で、分業することは難しいのだということ、これは明確に憲法に違反するということになると思うんですよ。そういうもし感覚でおられるとするのであれば、地方自治に携わってこの町の住民の住んでいく、暮らしや経営を守っていく施策等を審議しなくてはならない私たちが、憲法のもとに基づいて再度勉強し直さないといけないという内容ではないでしょうか。

何回もおっしゃるように、これは決して一部の偏った意見ではなくて、全国的に見てもわかるように所得税法の56条が憲法に照らしてどうなのか。そのもとで、これがあるばかりに憲法に保障されている男女平等のことが、実害が出ているということがあるからこそ、こういう大きな声になっているのではないのでしょうか。そういうことを考えたら、少なくとも出てきて不採択にする内容ではなかったと私は思うのです。少なくとも実情どうなのかということを検討するとか、町内の業者に聞いてみるとか、実態をですね、すべき時間も必要であったのではないかということと言いまして、時期尚早なのはこれを不採択としたやり方であることを指摘して、採択すべきだと主張いたします。

○議長(秦 伊知郎君) 委員長報告に賛成ですね。

11番、井田章雄君。

○議員(11番 井田 章雄君) 11番、井田でございます。私は、私の理解の中で委員長報告のとおり、賛成する立場で討論をさせていただきます。

私の理解の中では、所得税法第56条は、個人事業において事業主の親族が事業に従事して、給料等の支払いを受けている場合があります。この場合、それが形成を有する労務の対価として

の支払いなのか、扶養の立場からの家計費的な支払いなのかを明確に区分することは困難であります。そのために、所得分割による租税回避の手段として家族が利用されることがあり、所得税法では個人事業主が家族の間で所得分割を行うことを防止するという見地から、これを扶養の立場から家計費的な支払いと見て、事業主と生計を一にする親族に支払った給料等は、その事業主の事業所得等の金額の計算上は必要経費に算入できないと、これは租税回避の防止であり、この条例は世帯単位課税で定義されていると理解しております。

その関連法案で所得税法第57条、これは事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例であります。親族が事業専従者である場合では、配偶者であれば年間86万、ほかの親族であれば年間50万円までは支払った給料が必要経費とみなされると、これは事業主が白色申告の場合であります。これが事業専従者控除であります。この事業専従者控除にはいろいろな要件が3点ほどありますが、これは省略します。

そして、事業主が青色申告者であるときは、専従事業者は青色事業専従者給与という外部の人を雇って給料を支払う場合と同様の完全給与制、つまり支払った給料の全額を経費できるということが認められているという定義であります。

そして、所得税法第56条は、この請願書であります。文言で家族の人権を認めない所得税法第56条廃止すべきと書いてありますが、私の認識では、所得税法第56条は世帯単位課税で、租税回避行為の防止であり、人権を認めない法律ではないということであります。

そして、「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出を求める陳情書は、平成23年9月定例議会において不採択とする議決をしているところであります。

最後に、所得税法第56条で定められたことを前提に、個人事業を営む者と法人組織で事業を営む者となるとの間で税負担が不均衡、不公平とならないように考慮されたものであるというふうに理解をしているところであります。

以上、総合的に判断し、この委員長報告に賛成するものであります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありませんか。

委員長報告に反対ですね。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾です。私もこの請願のことについて紹介議員の1人でありませぬ。

私、しかも所属しております委員会がここで審査する委員会でしたので発言いたしますが、主にこの中で指摘されたことは、何か青申と白申のこと、対比ばかりだったんですよ。私は、根

本的にはやはり56条というのは何かということであると。これは流れとしては、いわゆる新憲法のもとでは通用しないことなんです、原則として。なぜかといいますと、現憲法では家族における個人の尊厳と両性の本質的な平等ということが24条でうたってあるわけなんです。そうすると、しかも以前のこの憲法ができる前はいわゆる家父長制というんですか、家を代表するのはその家の主人であるということから、そこから流れをずっと引き継いでいるということなんです。いえ、今では個人は一人一人が個人として認められております。そういう中でいえば、当然その人が働いたことについては家族であろうと子供であろうと、また外部の人であろうと、そこで、その事業で仕事をしてもらった人には対価を払うのは当然です。全国でもあるんじゃないんですか、給料支払い未払いで訴訟になった件もありますよ。家族中、内であっても当然そういうことは範疇に入れるべきだと思います。

そこで、私の経験から言うんですが、以前、私も青申で申告しておりました。ここ数年間は白色申告を出しております。1日のやることは同じことなんです。というのは、確定申告である場合、一体、売上げがどれだけあって、仕入れがどれだけあって、しかも何々の経費をどれだけ使ってということをおかなくては、一体、自分がどれだけもうかっているのか、どれだけ損しているのかということははっきりしませんよ。だから、帳簿づけが複雑になるかならないかというようなことを主張されますけど同じことです。

それと、租税回避ということと言われるんだけど、どうして、じゃあ改めて私が疑問に思うのは、白色申告したらみんなインチキしているのかということなんです。そんなことは当然ありませんよ。そういうことをこれは国の方針で今、青色申告ということをやっていると思うんですが、本来公平にやるのであったら税務調査を全申告者に対して調査すべきですよ。いかに白色申告を罪人と見るような、こういうようなこと自身はとんでもない話ですよ。

それから、ここにあるんですけど、国がよく言いますグローバル社会に対応するというんですけど、世界的にはこの対価については家族であろうが何であろうが仕事した分については給料を払うべきだというのが、これが世界の通例なんです。グローバル社会だという今の日本で、何でこれを合わせないのかということ。

それから、もう1点つけ加えますが、安倍首相はこう言いますね、一億総活躍時代とか何とか言います。それから、賃金格差をつくってはいけないということを言います。これに対してまさに56条はこれに反していることだないでしょうか。国がそう言っていることを、どうしてこの自治体の議会でこれを廃止しましょうということにならないのか不思議でならんわけです。どうか皆さん、力を一緒に思いを1つにしてぜひこの請願には採択をしようではありませんか。

そのことを申し上げて討論を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって……。

委員長に賛成ですね。

8 番、板井隆君。

○議員（8 番 板井 隆君） 8 番、板井隆です。今、委員長の報告に対して賛成人が全て民生の方でしたので、総務のほうも一言言っておかないといけないと思いますので、申し述べさせてやってください。

この請願については、亀尾議員、加藤議員、真壁議員、共産党 3 人の紹介があって提出されたものであります。この賛成についてはる話がありました。特に委員長のほうが報告されたのが総務委員会の中で話し合った中の全てを報告してもらったと思っておりますが、1 つだけ中で申し述べておきたいのは、まずはこれ 5 6 条と 5 7 条というセットになっているということで、税務課のほうから報告も受けたりしております。セットのある法律であると、税法であるということとです。

それで 5 7 条、青色申告するためには大変手間がかかる複式簿記をしなくちゃいけないということにあって、この南部町の実情を考えますと高齢者がする農業、そして兼業で農業を営む皆さんは、年金や給料を農業につぎ込んででも農地を守っている方が非常に多い南部町の現状だというふうに思っております。この簡素的な方式で申告ができるということは、その方々にとっては非常に確定申告のしやすい現状、税務課のほうでは青色申告に変えていただくようにいろいろ方策等々も練って、また申告者の方にはそのように提案などもしてもらっているようですけど、やはり今、南部町の現状としてはそういう姿ではないかなというふうに思っております。そういった簡素的な方式で幾らかの税金の還付を受けることができる、年金や給料を使ってまで農地を守っている人たちが簡素に申告ができて、そして還付が受けられるそういったような形、この 5 7 条の申告は、南部町の現状からすれば残しておくべきということで、委員長に対する賛成の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第 8 号、所得税法第 5 6 条の廃止を求める請願書を採決いたします。

賛成、反対御意見ございました。起立によって決したいと思います。

委員長報告は不採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告どおり不採択とすることに決しました。

あらかじめお断りしておきます。お昼休憩にかかるとは思いますが、このまま引き続き議事を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

---

日程第 2 5 発議案第 2 2 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 5、発議案第 2 2 号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者である板井隆君から提案理由の説明を求めます。

8 番、板井隆君。

○議員（8 番 板井 隆君） 8 番、板井隆です。お手元の資料をごらんください。

.....

発議案第 2 2 号

南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 1 日 提出

提出者	南部町議会議員	板 井	隆
同	同	秦	伊知郎
同	同	井 田	章 雄
同	同	細 田	元 教
同	同	景 山	浩
同	同	仲 田	司 朗
同	同	三 鴨	義 文
同	同	白 川	立 真
同	同	長 束	博 信
同	同	滝 山	克 己
同	同	荊 尾	芳 之

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....

おはぐりください。詳細を若干説明させていただきます。

南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年南部町条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の145」を「100分の155」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

別表につきまして説明をさせていただきます。別表第1です。議員の報酬月額を変更させていただきたいと思えます。議長ですが、もう1枚目のものと照らし合わせていただきながら、現行30万4,000円を31万6,000円に、副議長22万6,000円を23万5,000円に、常任委員会委員長21万8,000円を22万6,000円に、議会運営委員会委員長21万8,000円を22万6,000円に、議員21万2,000円を22万1,000円にそれぞれ改定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行をしていただければと思っております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 質疑です。これはなかなか委員会に係ったものではないから質疑いたしますね。

今回の議会の議員の報酬、いわゆるボーナスと、期末手当と報酬を引き上げましょうという分を11人の議員が共同の提出者で出されてきたということですね。私、あんまり今まで見たことないんですけども、この共同の11人で出してくるというのは、今まで提出者って1人でしたよね。こういうことをできるわけですよ。できるんだということを勉強しました。

今まで提出者、賛同者が書いてくれよって言いよったんですけども、その理由を教えてくださいたいのと、確かに南部町の報酬というのは西伯郡の中では1年以上も報酬引き上げないできたし、期末手当も引き上げないできましたよね。それを話し合いの中で、そういうことをするのはやめておきましょうという話だったし、議員の中からは以前に共通して出されたのが、当時、一般職員の給与の引き上げの内容が一部引き下げもあったので、それでは都合悪いということが出さなかった経緯があるわけですよ。

今回出してきたのは、そのときの分も含めて、例えば今回人勧の勧告でいえば、ほかの町村は0.1カ月ですけど、今回0.15カ月上げるわけですよ、そうですね。0.15カ月、それ

で議員の報酬というのを、先ほど特別職と一緒に3.25掛ける0.2になるわけですね。20%加算が来るから、3.9カ月分の期末手当だということになるわけですね。それにしようということですね。そうしたのなぜなのかということをお教えしてほしいんです。今まで他町よりは少ないんだけど引き下げてきました。これを今回、その分と同じ分だけじゃなくて、全部これまで見送った分も含めて今回一緒に上げましょうということになるわけですね。その必要性をお教えいただきたいと思うんです。なぜ11人が提出者になったのかということと、11人でどのようなお話なさって今上げることが効果的か。

3つ目には、10月に選挙がありました。この選挙で11人の皆さん、問われたんですか。以前にもあったように、住民説明会では議員の報酬を上げるときは住民に聞いてくれと言われてきたんじゃないかなと思います。住民の方々、どう言っているんでしょうか。私たちが聞く限りでは、これは町会議員最初の仕事が自分の報酬引き上げか、こういうふうな声も聞いているんですけども、皆さんの中に入っていないんですか。それも教えてください。

○議長（秦 伊知郎君） 板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井隆です。まず、全員を提出者ということで名前上げさせていただいたのは、これ初めてではありません。何回か提出者だけで上げさせてもらったこともあったと思います。これについては、提出者と賛成者の違いは、この後あります討論について参加ができるかできないかという大きな問題があるというふうに私は聞いて、賛成者、皆さんに提出者ということでお願いをいたしました。

先ほど真壁議員が町民皆さんの、選挙のときにどういった声を聞いたかといったことも含めて皆さん方で意見を述べていただける機会があればということで、このような形にさせていただいております。

○議長（秦 伊知郎君） 板井議員、休憩をとります。

午前11時51分休憩

午前11時51分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

○議員（8番 板井 隆君） 失礼しました。私が今、答弁しましたことに対してはちょっと訂正をしていただいて、討論ではなくて質疑に対して皆さんで答弁がしていただけるということで訂正をさせていただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それと、このたび、1年前のものとあわせて賞与と、それから報酬を上げるわけなんですけれ

ど、それはちょうど1年前のときの資料です。鳥取県西部地区特別職報酬等審議会のほうから答申が出てきておりまして、そのときに私が今、申し上げました報酬の金額についてはこのように改正をしたほうがいいよというようなことで答申をいただいた中に、なぜこのような答申が出たかといいますと、以前、この議員の報酬については12年間据え置かれてきたということで、昨年、のときに12年目に報酬を上げる。これの大きな目的は、地方創生時代を迎え、これまで以上に重大な職責を担う議員が引き続き全力を尽くされることを考慮し、次のとおり改定額を定めますということで答申がなされております。私たちもこれについては真摯に受けとめて、先ほど執行部、町長ほか報酬の改定も賛成をいたしました。そのときにも言いましたように、議員もやはりこういった中で襟を正し、町民の負託に応えるべく気持ちをより一層強くしなくちゃいけないということは自分としても認識をいたしております。

それと、選挙期間中も含めて、それ以外でも町民の方から私たちの今現在の報酬、また改定することによってどのような意見を聞いたかということですが、大体、私からの声は、議員は報酬はもうちょっと上げて、例えば若い方も含めて意欲のある方がもっともっと出やすい状況にしたほうがそれはいいよ。今の金額、今度上げますけれど、それでもまだ足りないんじゃないのというようなことの話も伺っているほうが多いです。確かにこの定例議会年に4回、それからその間にあります臨時議会、個の籍に入る時間は非常に少ないというふうに思われると思いますけれど、それ以外のところで各それぞれ議員活動を一生懸命対応していただいているというふうに思っております。その中の報酬としてはやはり低いのではないの。一生懸命やっているからそういうふうに町民から見ていただいているところもあるかもしれませんが、やはりそういった姿を見せながら、この報酬に合った議員としての対応をしていく、それはもちろん当然のことであるというふうに思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 再度聞きます。

上げるときに板井議員の周りでは町会議員はもっと報酬上げてもいいんじゃないかと言っている方が多いということなんですよ。私は、皆さんと一緒にした住民の説明会や、今回選挙で回ったりとか、12月議会で議員や町長の報酬引き上げ案が出ていますよというときに、例えば集落のいきいきサロンとかで意見を聞いても、みんなえっとびっくりするわけなんですよ。これ私は、提出者の議員の皆さんにも聞きたいんですけども、どういうふうに捉えていらっしゃいますか。



今、選挙期間中、皆さんも私もそうですけども、南部町の政務調査費は幾らあるのと聞かれた方も多かったんじゃないでしょうか。東京都の都議会議員の問題や富山県でしたっけ、その議員の問題から、とりわけ特別職や議員についての報酬や政務調査費が住民から厳しく見られていると思いませんか。それはやはり議会のあり方だと私は思うんですね。

そこでお聞きするんですけれども、だとすれば、板井議員、住民は議員の報酬は何ぼだったらいいと言っているわけですか。

それと、常勤ではない議員が確かに現行の21万2,000円が22万1,000円になったとしますよね。それで、先ほどおっしゃるようにそれが日常、いわゆる世帯主ですね、日常の生活費として妥当かという点でいえば、私はなかなか厳しい金額やと思うんですね。もし、若い人が本当に仕事やめて出れないというなら、そこを論議しないといけないと思うんですが、今のこの1万2,000の町で、町民が町会議員等に対して常勤のようなことを求めているとお考えですか、それも聞きたいんですよ。もしそうであれば、ちゃんと論議せんとはいけませんよね。

なるほど、町村議員の報酬というのは決して多いことはないですから、私たち共産党はみずから金額を決めて、政党が少ない町村の場合には上限を決めて一定の金額を補助するという制度があるんですよ。それは政党で努力していることであって、それを公費である町費とかに求めているものではないというふうに考えているからですね。なぜかという、そこに住む住民の暮らし等が反映しているのが今だと思うからですよ。そういう点から見た場合、私は、こういうことをすれば、まして初回の議会ですれば、今、住民の暮らしが大変なときに自分のことしか考えてないじゃないかって批判、住民から声が上がると思いませんか。そういうことを考えたときに、やっぱり適切な対応をとるのが議会のあり方だと思うんですよ。確かに皆さんの中にはふえたほうがいいと思うかもしれませんが、私は、1年間報酬引き上げを引き延ばし、やめてきたというのは、これは大きいと思うんですね。もしそうであれば、今度、住民説明会で住民に聞きますか。それからでも遅くないと思いませんか。そういうことも含めて、なぜかという公金です、これは。そういうことを含めたら、そういうことをしたらどうかと思うんですが、いかがですか。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井隆です。まず、最後の住民の声も聞いてから出したほうがいいんじゃないかということなんですけども、もう既にこれ議案で上がってますので、今さらここで取り下げるということは私の立場としてもできません。それぞれの皆さんに賛成をさせていただいて、この議案を出させていただきました。

それと、もう一つお話ししておきたいのは、今、今回新人の方の議員来られての中でのこのような提出ということで、新人の議員さんについては大変心苦しい状況ではないかなというのは、おわびをさせていただきたいというふうに思います。これについては過去1年前のときに、全議員の構成のときにこれについて話をしたときに、町職員のほうが下がるからやはり議員としては今、今回上げるべきではないということで1年間延ばさせていただきました。

そういった中で最終的にあったのは、1年後にはもう一度新しい議員体制の中で話し合っただけで済ませようか、ぜひ決めてほしいということも、議員を勇退された方からもそのような気持ちも受けております。

私はそういった方々の気持ちを今回、これで出させていただいたということと、もう一つですけれど、町民の方から何ぼの生活費だったらいいかというような具体的な金額は言われたことは、私は1回もありません。ただ、このくらいもらってるよということを言ったら、それは低いねという程度のことで、ただしその中に1つあるのは、議員定数のこともありました。議員定数を例えば減らして、その部分を報酬は減らすのではなくてその分を報酬に回したらどうだと、そういったようないろんな提案もいただいております。

そういった中であって、今回この発議をさせていただいたということでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 1年前に引き上げをやめたときに、1年後には出すかどうかまた話し合いしましょうということだったと。そしたら今回出すときに、いつ、どこで話し合っただけで済ませようか、と決めたわけですか。今回は、もし話し合うのであれば議会改革委員会等、立ち上げるんであって、そこで話し合いできたんじゃないですか。今回は、こういう提案の仕方というのは最終日のここしかないわけですよね、そうなんですが、これ、話し合いというもんじゃないじゃないですか、ここで今話し合ってるということですか、そうじゃないでしょう。それであつたら、本当に話すつもりであれば、そういう機会を設けて、住民の声も聞きながら妥当かどうかということをお話していくのが筋だったと違うんですか。なぜかという、これは議会の賛成多数でもし決めたら、議会全員が問われることになるから聞いているんですよ。一体どこで話し合われたわけですか、それとも11人で話し合ったんですか。私たちは疑問に思っている、その議員とどう話ししようと思ったわけですか。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井隆です。私は今回、8番、板井隆で出させていただきましたけど、この12月定例議会の前の議会運営委員会、私、委員長させていただいております。

ので、その中で提案をして皆さん方がもし全員一致をしていただけるなら、議会運営委員長として提出をしたい、それがなければ、個人的に出させていたいただきたいということで御理解をいただいているというふうに思っております。その後、こういったような趣旨で出すのかということで議員の皆さんには私の考え方、趣旨をお配りして、それ以降、何も反対もなかったのもので、そのまま出させていただいたという経過でございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番、加藤学君。

○議員（1 番 加藤 学君） 1 番、加藤です。先ほどと述べたようなこととほぼ同じになるんですけども、住民に対して多分声が届いていないと思います。先ほど、若干の説明があって届いているというふうに言われて、それで答えがとまっておりますけれども、多分届いてないと思います。

それと、現在ここに出てきてそれからまた発言するという形になってはいますが、これについてもまた届いていないんじゃないかと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1 1 番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 1 1 番、井田でございます。発議案第 2 2 号に賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、合併後 1 3 年間で議員報酬の期限付きのカットは何度かございましたが、今日まで据置きのみでございます。このために、県下町村で不均衡が生じておまして、南部町の議員報酬は下から 2 番目であること。そして鳥取県西部地区特別職報酬等審議会の答申を尊重し、最後に議員個人個人が、今まで以上に議員活動を精励することを願って、以上のことを総合的に判断し、可決すべきと考えております。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、反対者の発言を許します。

1 2 番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 考え方は、議案第 9 7 号で申し上げたような内容と同じような考え方なんですけど、私は今の状況なんですけども、国内的に国を全部でいうと、格差がかなりどんど

ん広がっていると。いわゆる子供の貧困もそうなんだけれども、大人の貧困も進んでいるような状況が見られますね。これ、統計で国のほうから出しております。そのとおりだと思いますね。

そういう中で、今、町内の方の生活の状況、生活の状況いやおかしいけども、家計をいかに合理化してやろうかと思って日々考えて生活をしておられます。議員ももちろん、無報でやれとは私はそこまで言いませんが、しかし、これだけの報酬をもらってやっているんですけども、考えてみてください。この役場、町内の中、庁舎内の中で働いておられる方、いわゆる非常勤の方、この人なんかの賃金と比べればはるかに議員の報酬が多いわけなんです。私は、今回のこのような引き上げをやられるのであれば、まず非常勤の方の待遇を、もっと改善すべきではありませんか。

それと、先ほど賛成の討論であったんですけども、県下の中で低い状況であると、均一にすべきだという。私は、それぞれの議会の総意で決められることですから、近隣の町村の議員がどういふ待遇を受けておろうかそれを合わせるということは、これは必要ないではなかろうと思うんです。その町の財政状況だとか、あるいは町民の感情からして妥当なのかどうなのかということも十分、そのことを配慮して、議会の裁量で決めるべきだと思います。

それから、先ほど討論の中であったんですけども、金額を上げてそれで議会活動をもっと頻繁にやるにも必要だということと言われた。じゃあ、議長、それから副議長や常任委員長は除いて、一般議員の金額が9,000円上がるんですけども、9,000円上がったら今までよりもっともっと頑張ろうという気が起こるんでしょうか。私はおかしいと思いますよ。議員活動というのは、これはここやれという、このことは絶対やらなきゃいかんということは、これは議会が開会のときは出んといけんですけど、日常活動でこれをやらにゃいけんということはないわけですよ。今までそうだったけども今度9,000円上がったから、今までここやってなかったけどもやりましょうと、わしはやるぞと、そういう考えが起こること自体がおかしいですよ。議員としては当然、金額が9,000円上がろうが上がりませんが、同じ考えでやらんといけんと思いますよ。

それから、もう一つなんですけども、9,000円が増加したら、じゃあ議員に私も立候補してやろうかということが果たしてふえるんでしょうか。生活保障のためにやるのであれば、もっととことん議員として24時間、そのことに凝り固まってやるということになれば、いわゆる専業でやるということになれば、たかが9,000円上がってできますか。そんなことはできませんよ。だから、私は住民感情、そして私たちの思っていること、このことについて十分審議すべきだと思います。

それから、つけ加えますが、私、この報酬が上がるということになって聞きました、町民の方

に。とんでもないよと。何で、私らの生活のこと考えてみなさいというのがほとんどそういう声です。そのことを申し上げて、この発議案に反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

〔討論なし〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第 2 2 号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

発議案第 2 2 号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

日程第 2 6 発議案第 2 3 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 6、発議案第 2 3 号、TPP 協定の批准撤回を求める意見書を議題といたします。

提出者である亀尾共三君から趣旨説明を求めます。

1 2 番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾でございます。

.....

発議案第 2 3 号

TPP 協定の批准撤回を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 1 日 提出

提出者 南部町議会議員 亀 尾 共 三

賛成者 同 加 藤 学

賛成者 同 真 壁 容 子

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....

――別紙ですけども、朗読いたします。

.....

## TPP協定の批准撤回を求める意見書（案）

安倍内閣は「TPP断固反対」とした自らの公約にも反して、私たちの命や食、暮らし、地域を脅かすだけでなく、参加各国の経済主権を踏みにじる恐れの高いTPP（環太平洋経済連携協定）の批准および関連法案を、開会中の臨時国会で強行した。

しかし、政府の「情報開示と国民的な議論」を求めた国会決議に反した秘密主義は、民主主義にも反する。アメリカをはじめ、参加各国の承認手続きが不透明さを増すなか、批准を急ぐ理由はない。

交渉経過を含めて情報をしっかり開示して、文字通り国会を含めた国民的議論に付すべきであり、また、国会議員は自らの責任で行った国会決議を守るため、全力を挙げて姿勢を堅持すべきであった。

私たちは、内容の上でも民主主義的な手続き上でもおおきな問題を抱えているTPP協定を今議会で強行採決し、承認したことに対し厳しく抗議し下記の件について強く求める。

### 記

1. TPP協定の批准の撤回を求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成28年12月21日

鳥取県西伯郡南部町議会

### 【提出先】

衆議院議長

参議院議長

.....  
以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

8番、板井隆君。原案に反対ですね。

○議員（8番 板井 隆君） はい。私は、先ほど亀尾議員のほうからありましたTPPの批准を撤回することについて、反対の立場で討論させていただきます。

これは、もう既にまずは法案が成立しているということが1つなんですけど、これはTPP協定は12月9日午後開かれた参議院本会議で採決が行われ、自民、公明両党と日本維新の会などの賛成多数で可決、承認されました。あわせて11の関連法案も可決、成立しております。

これの中で自民党の賛成討論としては、協定は国内のサービス業、製造業だけでなく、農林水産業も活性化させることができ、我が国の経済成長に大きく資するものだというふうに述べておられます。

そしてその反対意見として、民進党はアメリカのトランプ次期大統領の離脱宣言で発効する可能性がほとんどゼロで、今となっては全くひとりよがり過ぎないというような反対の討論がなされておりますけれど、この中で11の関連法案ということなんですけれど、この中には例えば牛肉、豚肉の生産者が全体で赤字になった場合の赤字額を補填する制度の充実などを盛り込んだ改正法、それから牛肉や豚肉などの輸入が急増したときに国内の生産者への影響を抑えるため、一定の輸入量を抑えれば関税を引き上げるセーフガードを発動する手続を改めた改正法など、そのようなものもあわせて関連法も可決されたということになります。

やはりこの今回のトランプ大統領の就任については、非常に物議も醸し出してるわけなんですけれど、ただ、TPPに協定した署名12カ国は11月19日、ペルーで開いた首脳会合で協定の発効を目指して各国が国内手続を進めるということを確認しておられます。あわせて、オバマ大統領はTPPの重要性について、今後も国内で理解を求めていく尽力を続けるというふうに述べておられます。ほかの各国、例えばメキシコとかペルーとかニュージーランドとかいろいろありますけれど、それぞれがこの先ほどの国内手続を進めていくということをやっているということから、今、このTPPの批准の撤回については反対の立場での討論とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 加藤です。現在、法律が正犯しているのです、それで撤回を求めているという立場です。

現在、先ほど関連法案の部分で、セーフガードとか牛肉、豚肉云々かんぬん説明がございましたけれども、現在TPP法案で一番問題になっているのは、現在保護されているものについて、最終的にはこれは関税をゼロにするために討議を持つ立場を貫くということになってます。最終的に求められるのは、関税がゼロということになります。その場合、日本国内で、農林水産業、あとサービス業、保険、それから医療においてどれだけの赤字、赤字というよりもどれだけ被害

が出るのかということが全く討論されておられません。そのことが一番問題になってるんです。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第23号、TPP協定の批准撤回を求める意見書を採決いたします。

反対、賛成御意見ございました。起立によって決したいと思います。

原案に賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。よって、本案は、否決されました。

休憩します。

午後0時18分休憩

午後0時18分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第27 発議案第24号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第27、発議案第24号、鳥取県西部地区に問題行動等に総合的・長期的に対応する仕組みの実現を求める意見書を議題といたします。

提案者である民生教育常任委員長、白川立真君から趣旨説明を求めます。

5番、白川立真君。

○民生教育常任委員会委員長（白川 立真君） 委員長の白川であります。

発議案第24号

鳥取県西部地区に問題行動等に総合的・長期的に対応する  
仕組みの実現を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成28年12月21日 提出

提出者 南部町議会民生教育常任委員会委員長 白川立真  
南部町議会議長 秦 伊知郎 様

別紙意見書（案）については、副委員長のほうにお願いをしております。



○議長（秦 伊知郎君） 4番、長束博信君。

○民生教育常任委員会副委員長（長束 博信君） 民生教育常任副委員長、長束です。

それでは、別紙を読み上げます。

-----  
鳥取県西部地区に問題行動等に総合的・長期的に対応する  
仕組みの実現を求める意見書（案）

同一世帯内での困難な問題行動等（複数の問題が重複している＋家族全体に支援が必要）に適切に対処することは、現在の、高齢・障がい・子どもの支援が別々に行われる分野別支援体制では難しい。高齢の親が中年の子どものDVや精神症状のため自宅から逃れて避難が必要になるケースも稀ではない。

こうした難題に対処する仕組みを早急に整える必要があるので、下記のことを鳥取県が県西部地区の市町村と協力して実現するように求める。

記

1. 鳥取県西部に、発達障がい・精神障がい・高次脳機能障がい・認知症・引きこもり・DV・虐待・生活困窮など「分野を問わず、分野が重複しても、当事者のみならず、家族全体の支援が可能」且つ、「精神症状・2次障害・不適切な行動などの問題行動全般」に対応可能な相談支援機関、「（仮称）西部総合支援センター」を開設すること。
2. 高齢・障がい・子ども等、どの分野でも相談・家庭訪問等に対応でき、且つ、当事者だけでなく家族全体の支援を行うことができる新たな専門職「（仮称）在宅ケースワーカー」の育成に取り組むこと。
3. 「（仮称）西部総合支援センター」から西部地区の全市町村に常駐の「（仮称）在宅ケースワーカー」を派遣すること。
4. 「（仮称）西部総合支援センター」では「（仮称）在宅ケースワーカー」の育成以外に、福祉支援人材全般の育成・レベルアップにも取り組むこと。
5. 「（仮称）西部総合支援センター」は県立県営が望ましいが、それが困難な場合、当面は県・西部地区の市町村、関係者、要望書提出者で当該センター設立開設・運営に関する検討会を持つこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成28年12月21日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】鳥取県知事

.....

以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、発議案第24号、鳥取県西部地区に問題行動等に総合的・長期的に対応する仕組みの実現を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決することに決しました。

.....

#### 日程第28 発議案第25号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第28、発議案第25号、議会改革調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案者である井田章雄君から趣旨説明を求めます。

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 11番、井田でございます。

.....

発議案第25号

議会改革調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成28年12月21日 提出

提出者 南部町議会議員 井田 章雄

賛成者 同 景山 浩

同 三 鴨 義 文  
同 白 川 立 真  
同 仲 田 司 朗

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

-----  
――別紙を読み上げます。  
-----

#### 議会改革調査特別委員会の設置について

本特別委員会は、「地域主権時代」に対応した議会の活性化を調査及び研究するため、地方自治法第110条第1項及び南部町議会委員会条例第6条に規定により議会改革調査特別委員会を設置し、付託のうえ次の調査及び研究を行う。

#### 調査及び研究事項

- (1) 議会のありかたについての調査及び研究
- (2) 委員会の構成等についての調査及び研究
- (3) 住民の声をきく会における資料及び回答についての調査及び研究
- (4) 上記に定めるもののほか議会の活性化に資する調査及び研究

-----  
よろしく願いいたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論を終結します。

これより、発議案第25号、議会改革調査特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決することに決

しました。

お諮りします。ただいま設置されました議会改革調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において指名いたします。

委員は、全議員14名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、全議員の14名を議会改革調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

それでは、ただいま選任されました特別委員会の正副委員長互選のために、暫時休憩をいたします。ここで10分休憩をとります。よろしく願いいたします。再開は40分からにします。

午後0時27分休憩

午後0時40分再開

○議長（秦 伊知郎君） それでは再開をいたします。

ただいま議会改革調査特別委員会から互選の結果についての報告がありましたので、これを発表いたします。

議会改革調査特別委員長には、板井隆君、同副委員長には、景山浩君が決定しております。

以上で結果報告を終わります。

## 日程第29 議員派遣

○議長（秦 伊知郎君） 日程第29、議員派遣を議題といたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員の派遣をしたいと思います。

お諮りいたします。議員派遣をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり議員派遣をすることに決定いたしました。

## 日程第30 議長発議第26号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第30、議長発議第26号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、板井隆君から、閉会中も本会議の日程等議会運営に関す

る事項について十分調査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、板井隆君からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことに決定いたしました。

---

### 日程第31 議長発議第27号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第31、議長発議第27号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会改革調査特別委員長、板井隆君から、閉会中も議会改革について十分調査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員長、板井隆君からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことに決定いたしました。

---

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第10回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成28年第10回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後0時42分閉会

---

### 議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

平成28年12月定例会を閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

12月9日から本日までの13日間にわたり、議員各位の御精励によりまして、ただいま閉会を宣告できましたことは、議長として喜びにたえません。

今議会は10月に行われました町長・町議会議員の選挙後、初めての定例会でありました。町

長を初め、執行部におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に協力をいただき、深く敬意を表します。

なお、議員各位からの一般質問、本会議、委員会での意見、要望等につきましては、事業を執行されるに当たり、事業に十分に反映されますよう強く要望する次第であります。議員各位におかれましては、不断の活動を通じ、より一層町民の負託に応えていただくようお願いを申し上げます。

今年も残りわずかとなりました。町民の皆様方におかれましては、穏やかな年末となりますように、また、迎える新しい年がよき年でありますようお祈り申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。どうもありがとうございます。

---

### 町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 12月議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は12月9日から本日までの13日間にわたり開催され、一般会計補正予算など20議案について御審議をいただきましたが、本日、全議案とも御賛同を賜り、本当にありがとうございました。

議会初日には、施政方針の説明の時間を頂戴いたしまして、私の任期4年間を通じての所信を表明させていただきました。また、12日、13日両日には、11名の議員の皆様から一般質問をいただきました。

子供たちの教育環境の課題、地方創生への課題、水道統合と料金問題について等、また、私の施政方針についての御質問も頂戴したわけでございます。現在、私たち南部町を取り巻く町政の核心に迫る問題提起ではなかったかと思っております。

それぞれの御質問に丁寧な答弁をさせていただいたようには思っておりますけれども、議論のかみ合わなかった部分や不足した部分につきましては、今後十分な議論を通じて町政の発展に尽くしていきたいと思っております。

また、私の勉強不足の面も多々あったと思いますので、今後とも御指導をいただきますようお願いいたします。

いよいよことしもあとわずかとなってまいりました。議員各位におかれましては、御自愛の上、お過ごしとなりまして、よいお年をお迎えになりますよう御祈念申し上げ、閉会に当たってお礼といたします。本当にありがとうございました。